

知多市緑の基本計画（案）

令和4年度～令和13年度

令和4年 月

知 多 市

目 次

| | | |
|----|----------------|----|
| 第1 | 緑の基本計画の策定について | 1 |
| 1 | 緑の基本計画とは | 1 |
| 2 | 策定の背景 | 1 |
| 3 | 緑の基本計画の位置付け | 1 |
| 4 | 緑の基本計画の対象 | 2 |
| 5 | 計画の枠組み | 3 |
| 6 | 緑を取り巻く最近の動向 | 4 |
| 第2 | 緑の現状 | 9 |
| 1 | 知多市の概況 | 9 |
| 2 | 緑の量 | 11 |
| 3 | 都市公園 | 13 |
| 4 | 街路樹 | 15 |
| 5 | 共同花壇 | 16 |
| 6 | オープンガーデン | 17 |
| 7 | 生きものの生息場所としての緑 | 18 |
| 8 | 緑に対する市民の意識 | 19 |
| 9 | 将来都市構造図 | 21 |
| 10 | まちづくりの方針 | 22 |
| 11 | 前回計画の検証 | 23 |
| 12 | 緑の課題の整理と計画の方向性 | 25 |
| 第3 | 目指す緑の姿 | 26 |
| 1 | 基本理念 | 26 |
| 2 | 緑の将来像 | 27 |
| 3 | 基本方針 | 28 |
| 4 | 計画の目標 | 29 |
| 5 | 知多市緑の基本計画の全体像 | 30 |

| | | |
|----|----------------------------|----|
| 第4 | 目標を実現するための施策..... | 32 |
| 1 | 具体的施策..... | 32 |
| 2 | 重点施策..... | 36 |
| 第5 | 緑化重点地区における取組..... | 44 |
| 1 | 緑化重点地区とは..... | 44 |
| 2 | 前回計画における緑化重点地区の概要..... | 44 |
| 3 | 緑化重点地区の設定..... | 45 |
| 4 | 緑化重点地区の概況..... | 46 |
| 5 | 緑化重点地区の課題の整理..... | 49 |
| 6 | 緑化重点地区における緑化の推進に関する事項..... | 49 |
| 第6 | 計画の推進..... | 50 |
| 1 | 推進体制..... | 50 |
| 2 | 計画の進行管理..... | 51 |
| 第7 | 参考資料..... | 52 |

第 1 緑の基本計画の策定について

1 緑の基本計画とは

都市緑地法第4条に基づき、まちの緑全般について、将来像とそれを実現するための施策を明らかにし、都市公園の整備、緑地の適正な保全及び緑化の推進を計画的に実施するための総合的な計画です。

- 市の都市計画区域内の緑の全てに関する計画です。
- 市が策定主体であり、地域の諸条件を踏まえた計画として策定するものです。

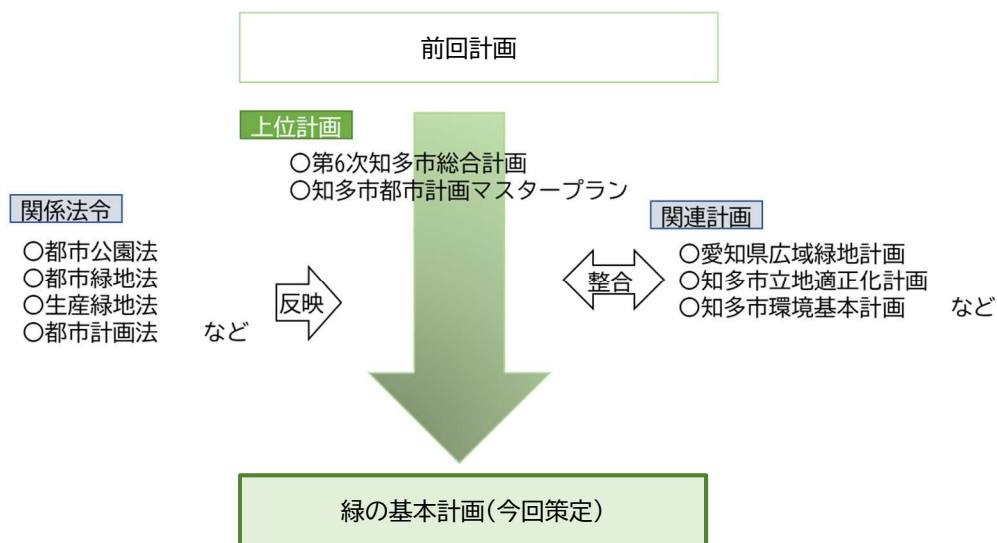
2 策定の背景

平成22年3月に策定された知多市緑の基本計画（以下「前回計画」という。）の策定後、上位計画の策定等が行われたため、本計画について見直しを行うものです。

| 上位計画の名称 | 期間 | 位置付け |
|----------------|----------|-----------------------------|
| 第6次知多市総合計画 | 令和2～11年度 | 本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための指針 |
| 知多市都市計画マスタープラン | 令和3～12年度 | 本市の都市計画の総合的な指針 |

3 緑の基本計画の位置付け

「第6次知多市総合計画」に即し、「知多市都市計画マスタープラン」を踏まえたものであるとともに、関係法令や関連計画との整合を図った、緑に係る総合計画として位置付けます。



4 緑の基本計画の対象

緑の基本計画では、樹木、草花によって覆われている土地や水辺など、広い範囲の緑を対象とします。



水辺の緑



農地の緑



植林地の緑



里山の緑



公共施設の緑



街路樹の緑



公園の緑



生きものをつなぐ緑



5 計画の枠組み

(1) 計画期間

本計画は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

また、計画の進捗や効果の検証を適宜行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 緑の基本計画の対象区域

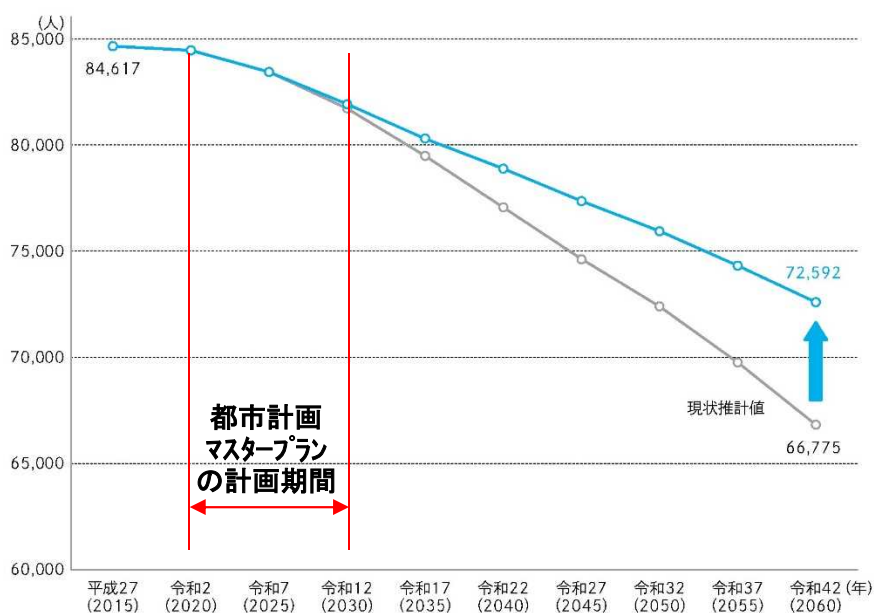
- 計画の対象区域は、都市計画区域である市全域（45.90km²）とします。
- 佐布里水源の森周辺を緑化重点地区とします。

(3) 対象区域内の人口の見通し

対象区域内の人口の見通しについては、「知多市都市計画マスタープラン」を踏まえ、約82,000人とします。

【人口フレーム】

第6次知多市総合計画で推計した将来人口のうち、本計画の目標年次である令和12(2030)年の将来人口約82,000人を人口フレームとして採用します。



<人口の将来展望>

- 本市の人口推計を行ったところ、令和42(2060)年の推計人口は約67,000人で、平成27(2015)年と比較すると約2割の減少が見込まれます。
- 本市の人口減少は避けられないものとして受け止めた上で、取り組む様々な人口減少対策により、減少幅の抑制に努めます。
- 令和42(2060)年に人口70,000人程度を確保することを目指して、各種施策に取り組むこととします。

出典：知多市都市計画マスタープラン



6 緑を取り巻く最近の動向

(1) SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs は、平成 27 年の国連サミットで採択された目標で、持続可能な社会の実現のため、SDGs の達成に向け、17 項目の目標が示されています。その中で、知多市緑の基本計画に関連する目標は、次のとおりです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【目標の内容】

目標 11 都市を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。

目標 13 気候変動とその影響に取り組むため、緊急の対策を取る。

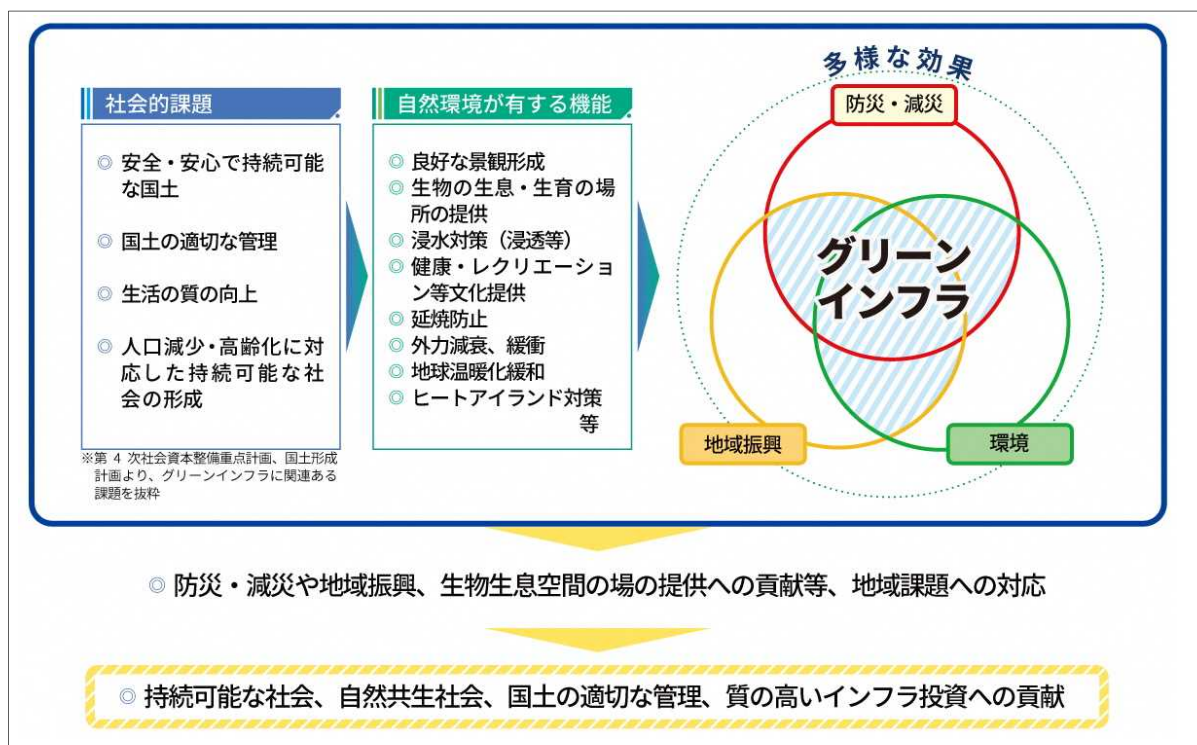
目標 15 持続可能な形で森林を管理し、砂漠化に対処し、土地の劣化を食い止め、逆転させるとともに、生物多様性の損失に歯止めをかける。

目標 17 持続可能な開発のためのグローバルなパートナーシップを活性化する。

出典：国際連合広報センター

(2) グリーンインフラ

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。本市でも、様々な施策におけるグリーンインフラの取組を通じて、人が自然とよりよく関わることのできる緑と水の豊かな生活空間の形成を目指します。



出典：国土交通省「グリーンインフラポータルサイト」



(3) 関係法令の動向

緑に関連する主な法改正として、次の点が挙げられます。

| 名称 | 把握すべき内容 | 改正時期 |
|-------|--|---------|
| 都市公園法 | 官民連携等による都市公園の再生・活性化 等 | 平成 29 年 |
| 都市緑地法 | 緑の基本計画の記載事項を追加 (都市公園の管理方針) 等 | 平成 29 年 |
| 生産緑地法 | 特定生産緑地制度の創設(現行の生産緑地制度の実質的な延長、貸借制度等の追加) 等 | 平成 29 年 |



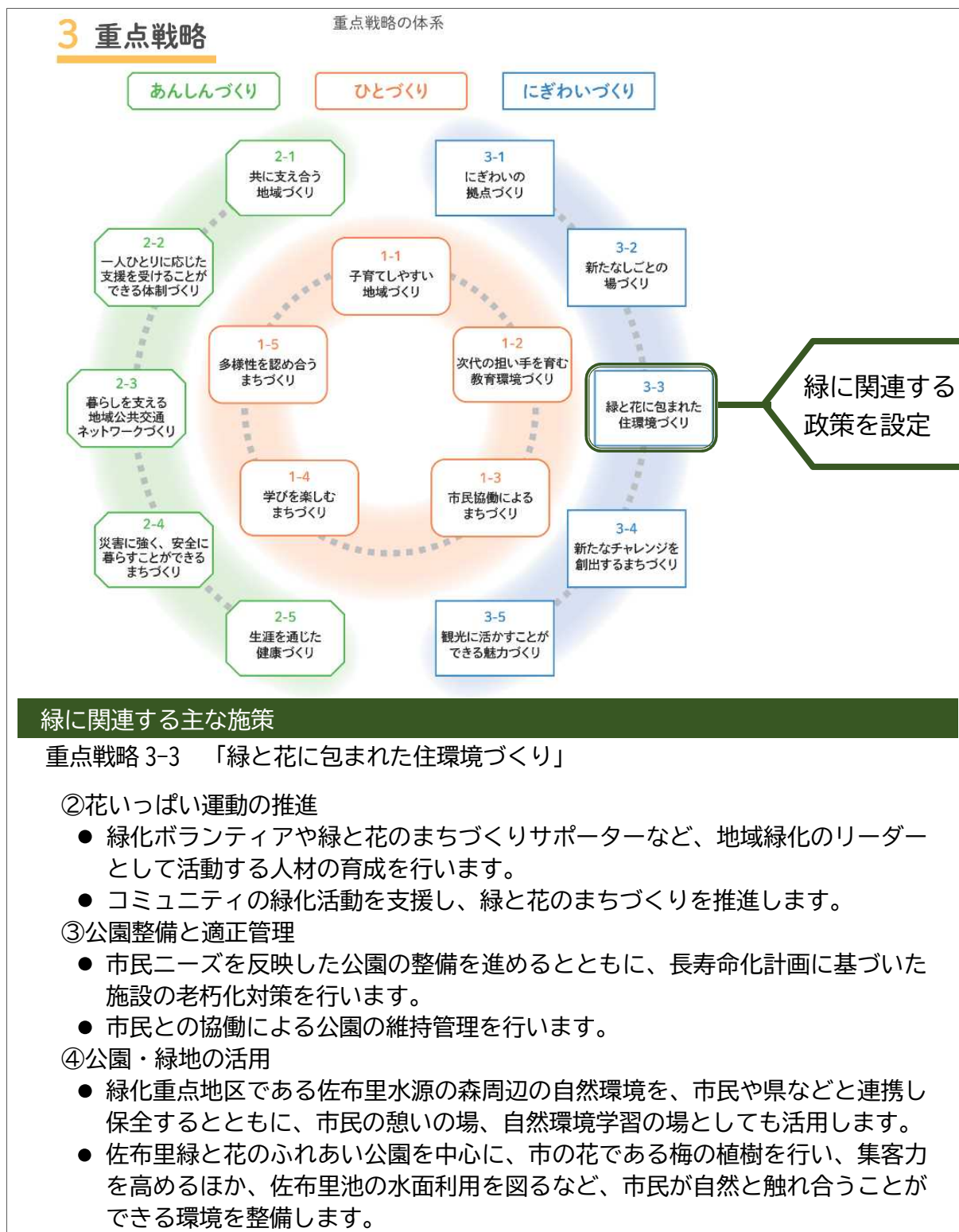
出典：国土交通省「基礎資料 都市緑地法等の一部を改正する法律」



(4) 上位計画の動向

○ 第6次知多市総合計画

○ 将来像「あたらしく、知多らしく。梅香る わたしたちの緑園都市」の実現に向け、以下に示す重点戦略を掲げています。

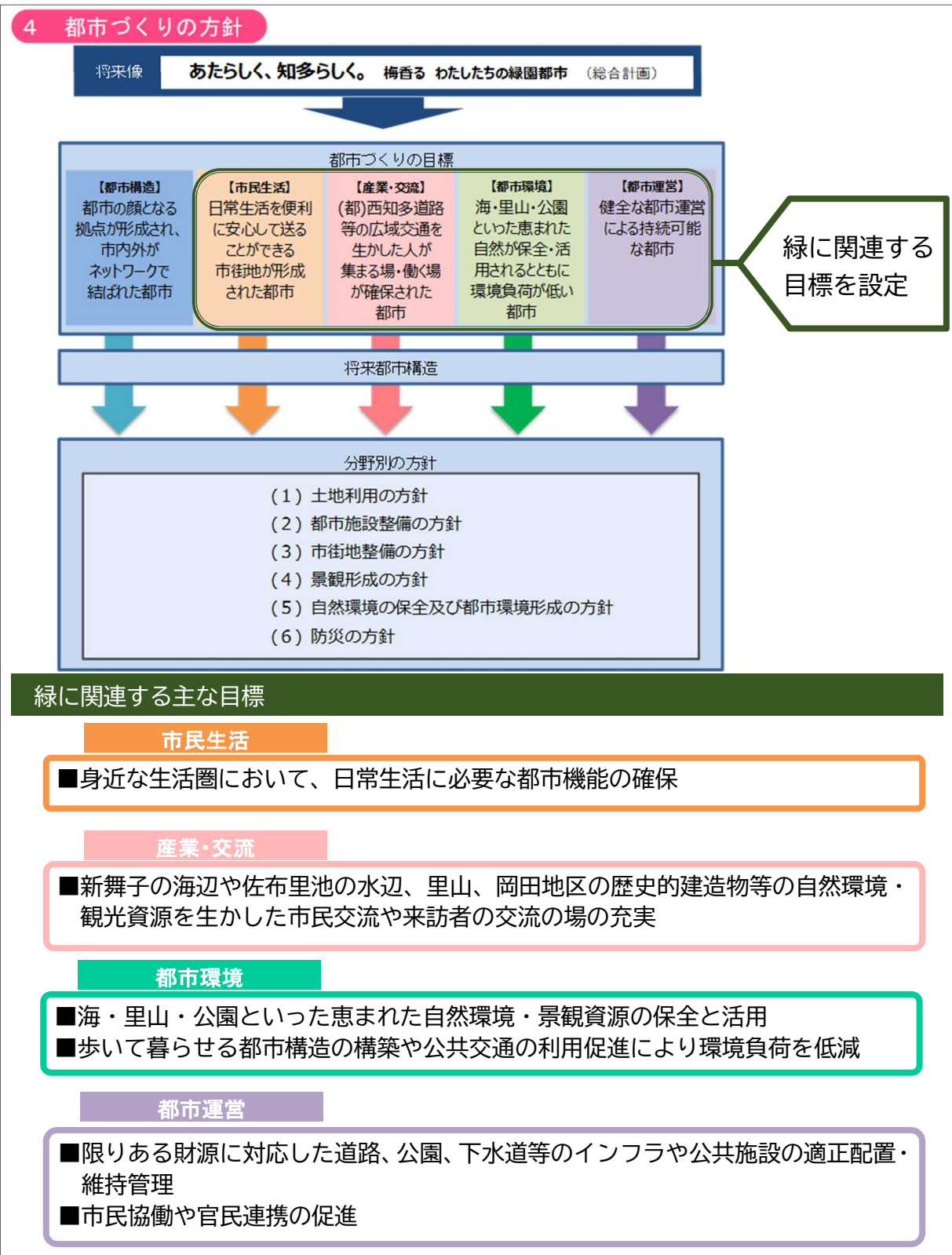


出典：第6次知多市総合計画



○ 知多市都市計画マスタープラン

○ 本市が目指す将来像を達成するため、以下に示す都市づくりの方針を掲げています。



出典：知多市都市計画マスタープラン



(5) 関連計画の動向

○ 第3次知多市環境基本計画

○ 基本理念の実現に向け、以下に示す基本目標、基本施策を掲げています。

基本理念

つくる、つたえる、つなぐ
～未来に続く ふるさと知多～

基本目標4 人と自然が共生し、生物多様性が保全されるまち

【基本施策】
4-1 生物多様性の保全

【取組】

- 多様な生物の生息・生育環境の保全
- 特定外来種・鳥獣害の対策の推進
- 生態系ネットワークの形成【新規】

緑に関連する主な目標

■自然環境の保全や質の向上を図り、生態系ネットワークを始めとした生き物の生息・生育空間の「つながり」を確保することで、人と自然が共生し、生物多様性が保全されるまちを目指します。

出典：第3次知多市環境基本計画

○ 知多市立地適正化計画

○ 計画を実現する施策として、居住誘導区域内へ居住の誘導を図るため、緑化・緑地の保全に関する施策を設定しています。

1 居住誘導区域内へ居住を誘導するための施策

■良好な居住環境の形成に関する施策
公共交通の利便性向上や良好な居住環境の形成、障がい者・高齢者の暮らしやすさの向上等により、住宅地の魅力を高め、居住の誘導を図ります。

緑に関連する主な目標

<緑化・緑地の保全>

○ 現況の公共施設緑地については、維持・改善に努め、オープンスペースとしての公開性の向上を図ります。

○ 良好な自然環境を有する樹林地を市民緑地として、その保全を図ります。

○ 現在実施している「花いっぱい運動」に園芸福祉の理念を取り入れ、園芸に触れたり、取り組むことによって心が豊かになる効果等を利用し、市民の誰もがより健康で幸福になれるような緑と花のまちづくりを推進します。

○ 住宅地における緑化推進、公共施設や商業施設等における屋上・壁面緑化等の推進により、市街地における地表温度上昇の抑制や低炭素社会実現に向けた取組を行います。

出典：知多市立地適正化計画



第2 緑の現状

1 知多市の概況

(1) 位置・地勢

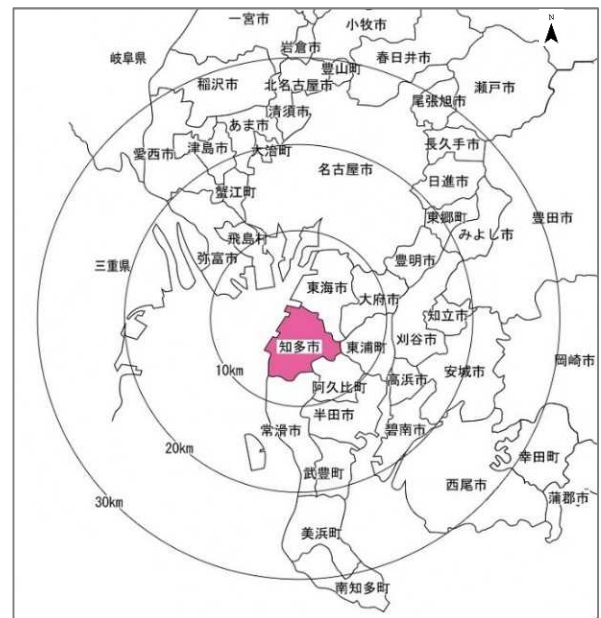
知多市は、知多半島の北西部に位置し、名古屋市の南側 20～30 km圏内で、北は東海市、東は東浦町、阿久比町、南は常滑市に接し、西は伊勢湾に面しています。

市域面積は 45.90km²で、地形は知多半島丘陵と呼ばれる起伏の少ない丘陵性山地が佐布里池を中心に放射線状に市全域に広がっています。全体としては平坦地の占める割合が高く、部分的に急傾斜の地域が見られます。

主要な河川は、佐布里池を源とする信濃川や中部の丘陵地を源とする日長川などがあります。

主な幹線道路としては、名古屋方面を結ぶ西知多道路、西三河地域を結ぶ知多刈谷線、知多西尾線などがあります。

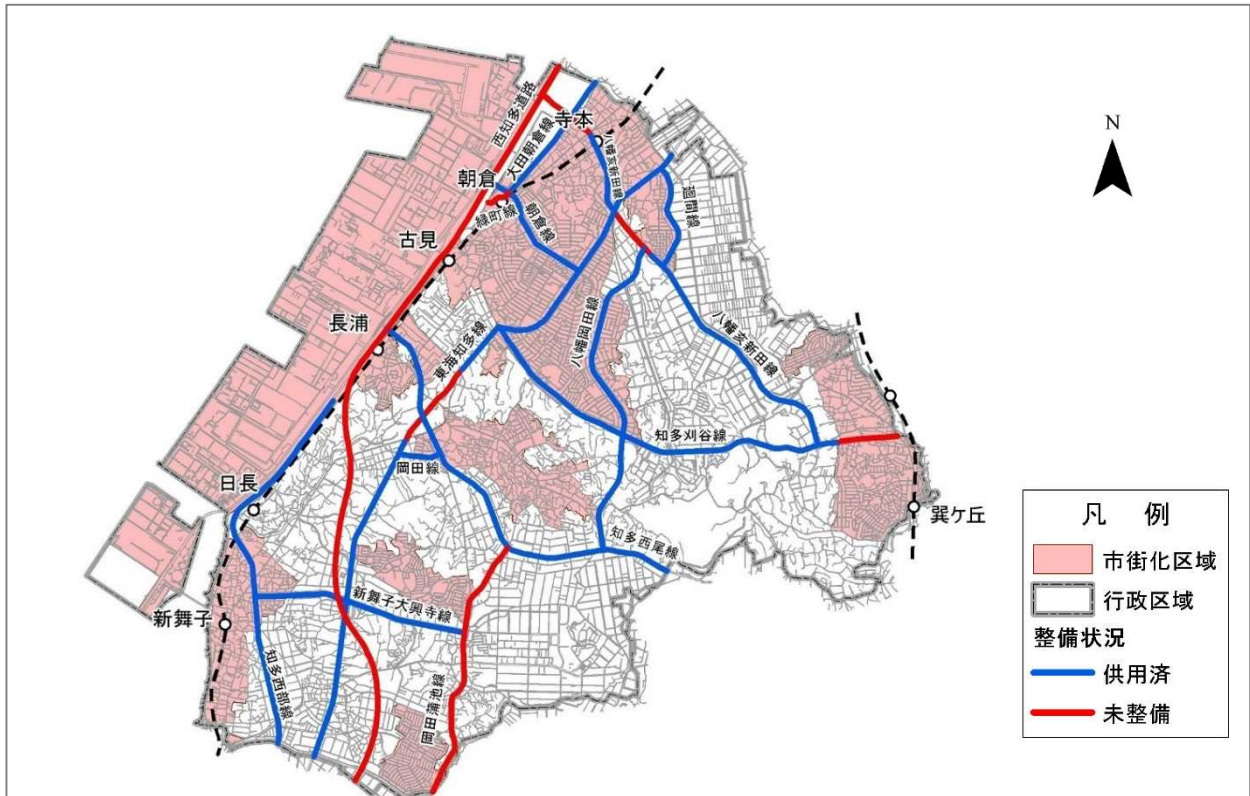
■知多市の位置



■知多市の全景



■都市計画道路の整備状況

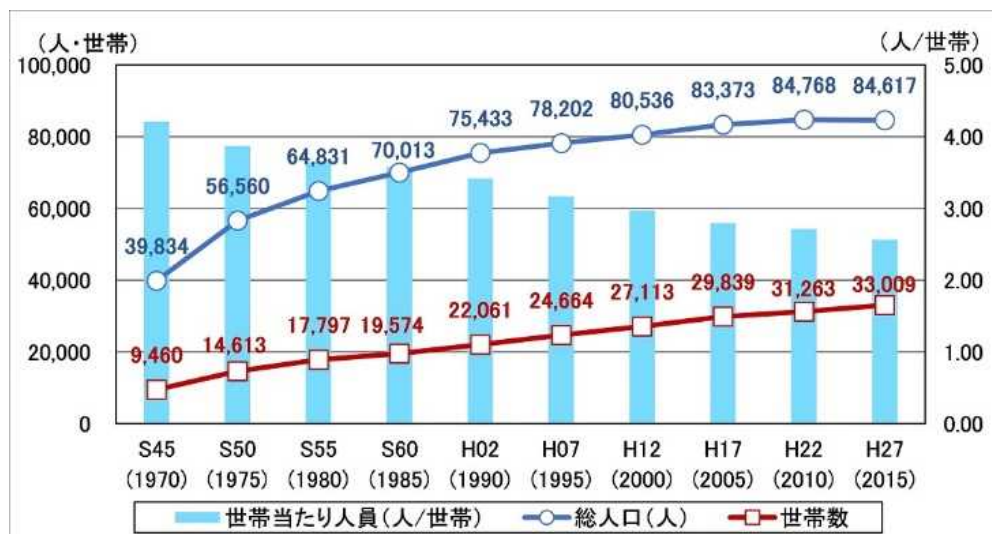


出典：知多市都市計画マスタープラン

(2) 人口の推移

昭和 45 (1970) 年以降の本市の人口動向をみると、昭和 45 (1970) 年から昭和 50 (1975) 年にかけて急増した後も増加傾向を続けてきましたが、平成 22 (2010) 年をピークに減少に転じています。

■人口・世帯数の推移



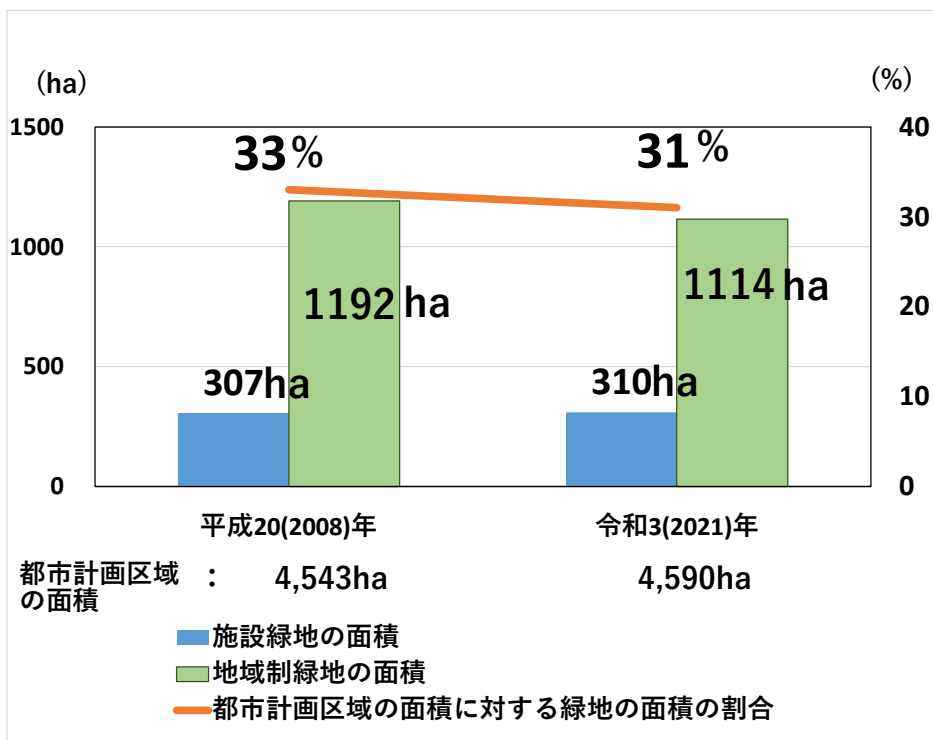
出典：知多市都市計画マスタープラン



2 緑の量

- 地域制緑地の面積は、緩やかな減少傾向にあります。
- 都市計画区域の面積に対する緑地の面積の割合は、平成 20（2008）年の 33%から令和 3（2021）年の 31%と低くなっています。

■緑の量の推移



本計画における緑地

施設緑地

地域制緑地

- 施設緑地とは、主に公共施設（都市公園、学校グラウンドなど）として管理される緑地です。
- 地域制緑地とは、土地利用規制（生産緑地、農業振興地域農用地区域など）で確保される緑地です。



■現況と前回計画との比較表

単位:ha

| 種別 | | 平成20 (2008)年 | 令和3 (2021)年 | 差引(2021年 -2008年) | 備考 |
|-------|---------------|-----------------|----------------|---------------------|----------------|
| 施設緑地 | 都市公園 | 76.34 | 75.52 | △ 0.82 | 都市公園 |
| | 広場等 | 40.72 | 43.71 | 2.99 | 公共施設緑地(都市公園以外) |
| | 公共施設 | 5.13 | 3.17 | △ 1.96 | 公共施設緑地(市管理) |
| | その他公共施設 | 74.66 | 74.66 | 0.00 | 公共施設緑地(県等の管理) |
| | 学校等 | 38.74 | 38.74 | 0.00 | 公共施設緑地(学校等) |
| | 農園等 | 1.95 | 1.98 | 0.03 | 民間施設緑地 |
| | 緩衝緑地 | 69.50 | 71.97 | 2.47 | 民間施設緑地 |
| | 小計 | 307.04 | 309.75 | 2.71 | |
| 地域制緑地 | 生産緑地※1 | 21.40 | 17.20 | △ 4.20 | 生産緑地法によるもの |
| | 農業振興地域農用地区域※2 | 1,157.00 | 1,082.60 | △ 74.40 | 農振法によるもの |
| | 保安林※3 | 1.60 | 2.40 | 0.80 | 森林法によるもの |
| | 保存樹林※4 | 11.80 | 11.80 | 0.00 | 知多市緑化条例等によるもの |
| | 小計 | 1,191.80 | 1,114.00 | △ 77.80 | |
| 合計 | 1,498.84 | 1,423.75 | △ 75.10 | | |

開発等により地域制緑地である農業振興地域農用地区域の面積が減少しています。

- | | |
|-------------------|----------|
| ・ 知多浦浜工業団地 | 約 16.4ha |
| ・ 知多信濃川東部土地区画整理事業 | 約 10.7ha |
| ・ 知多大興寺工業団地（2期） | 約 13.0ha |
| ・ 民間開発等 | 約 34.3ha |

- ※1 生産緑地：(生産緑地法) 市街化区域内農地の適正な保全を図り、緑地機能等を計画的に確保するため、制度営農の継続を前提として市が指定
- ※2 農業振興地域農用地区域：(農業振興地域整備法) 今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として、市が農業振興地域整備計画で用途を定めて設定する区域
- ※3 保安林：(森林法) 水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全の場の提供等の公共目的を達成するため、国又は県が指定する森林
- ※4 保存樹林：(知多市緑化条例等) 古くから地域の人たちに愛され親しまれてきた「巨樹、名木」を、市が美観風致の維持を目的として指定した樹木の集団

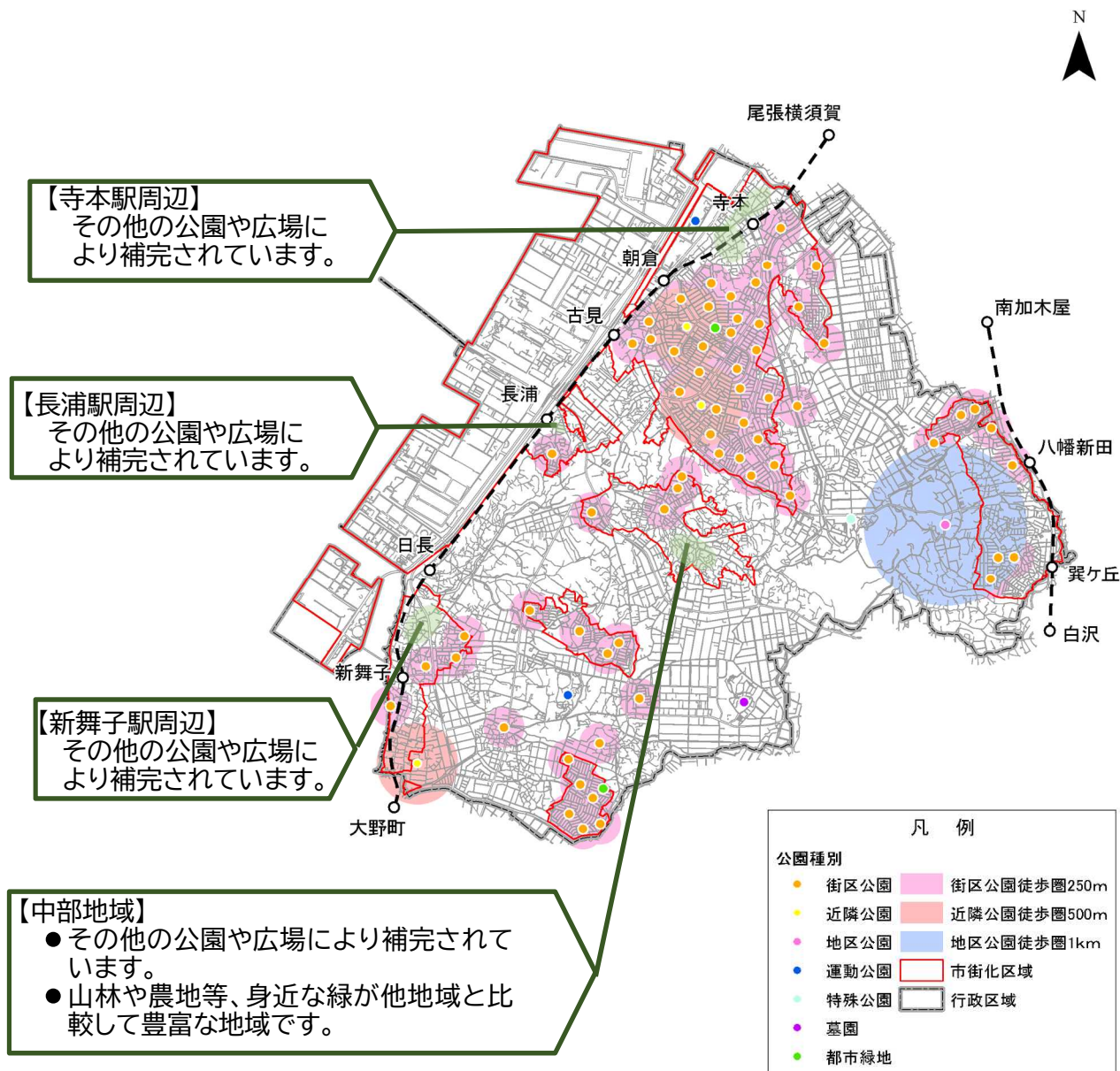


3 都市公園

(1) 都市公園の配置状況

- 都市公園は、市街化区域内全域に配置されていますが、一部の地域においては、徒歩圏内に配置されていない空白地が残っています。
- 街区公園である都市公園が不足する地域においては、その他の公園や児童遊園地、広場により補完されています。

■都市公園の配置状況



出典：知多市都市計画マスタープラン

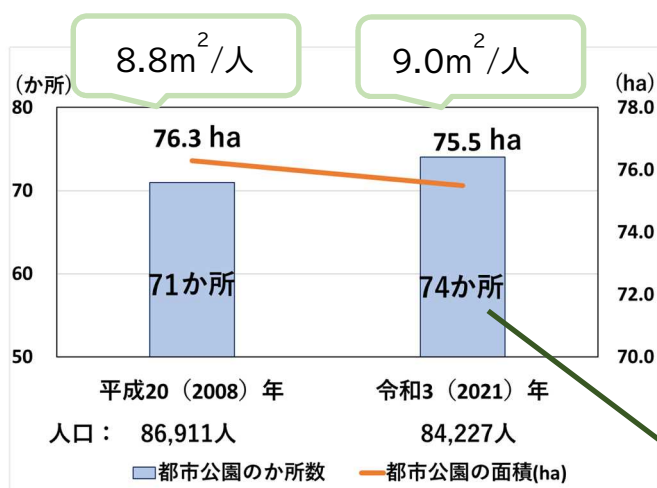


(2) 都市公園の面積

- 整備された都市公園の総面積を総人口で割った値は、平成 20（2008）年の $8.8\text{m}^2/\text{人}$ から令和 3（2021）年の $9.0\text{m}^2/\text{人}$ に増加しました。
- 都市公園の数は増加していますが、都市公園の総面積は、令和 3 年に知多運動公園が一部用途廃止（西知多医療厚生組合による健康増進施設の建設のため）されたことにより減少しています。

■施設として整備すべき緑地の目標量の推移

| 施設として整備すべき緑地の目標量 | 2008年 (平成20年) | 2021年 (令和3年) |
|--------------------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 都市公園の総面積(m^2)を総人口(人)で割った値 | $8.8\text{ m}^2/\text{人}$ | $9.0\text{ m}^2/\text{人}$ |



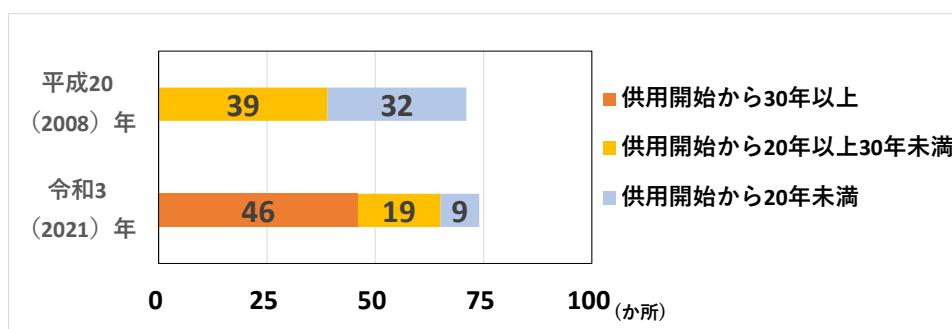
| 種別 | 2008年 (平成20年) | | 2021年 (令和3年) | | |
|---------|------------------|--------|-----------------|--------|-------|
| | か所 | 面積(ha) | か所 | 面積(ha) | |
| 基幹公園 | 街区公園 | 61 | 17.45 | 64 | 18.34 |
| | 住区基幹公園 | | | | |
| | 近隣公園 | 3 | 6.71 | 3 | 6.71 |
| | 地区公園 | 1 | 3.94 | 1 | 3.94 |
| 都市基幹公園 | 運動公園 | 2 | 26.26 | 2 | 24.12 |
| 特殊公園 | 2 | 20.49 | 2 | 20.89 | |
| 都市緑地 | 2 | 1.44 | 2 | 1.45 | |
| 都市公園の合計 | 71 | 76.30 | 74 | 75.50 | |

大梅公園、新知東町 3 号公園、新舞子公園が供用開始されたものです

(3) 都市公園施設の老朽化

- 身近な公園は、概ね徒歩圏内に確保されていますが、一方で、供用開始から 30 年以上経過している公園が増加しており、公園施設の計画的な更新が必要となっています。

■都市公園の老朽化の推移



4 街路樹

- 主要な道路で、多様な樹種の街路樹が整備されており、市が管理している高木として、ヤマモモやシダレウメ、イチヨウなど 37 種類、約 5,200 本が植栽されています。
- 遊歩道として、佐布里パークロード及びつつじが丘ふれあい通りが整備されています。

■道路緑化の整備状況



5 共同花壇

- ハジカミほ場で年間約 16 万株の花苗を種から生産し、コミュニティや公共施設などの共同花壇に配布しています。
- 共同花壇は、コミュニティや緑化ボランティア団体などにより管理されています。

■主な共同花壇の位置図

③朝倉団地自治会
朝倉団地25棟東側



⑤佐布里コミュニティ花いっぱい会
にし台集会所東側



⑩南巽花の会
南巽が丘2号広場



ハジカミほ場



7 生きものの生息場所としての緑

- 主要な緑地である佐布里水源の森や緩衝緑地帯であるグリーンベルトは、多様な動植物が生息する貴重な緑地となっています。
- 身近な生きものや自然環境に関心を持つきっかけづくりとして、主要な緑地では、自然観察会等が開催されています。

■自然観察会等が開催されている緑地等

グリーンベルト



臨海工業地帯の東側には、緩衝緑地帯として幅約100m、長さ約6kmにわたるグリーンベルトが存在し、50年以上育まれた森として、動植物の生息場所となっています。

佐布里水源の森



100年で自然林を育成する森づくりが進められ、50年近くが経過した現在、自然性の高い植生環境が形成されており希少動植物の生息も確認されています。



旭公園



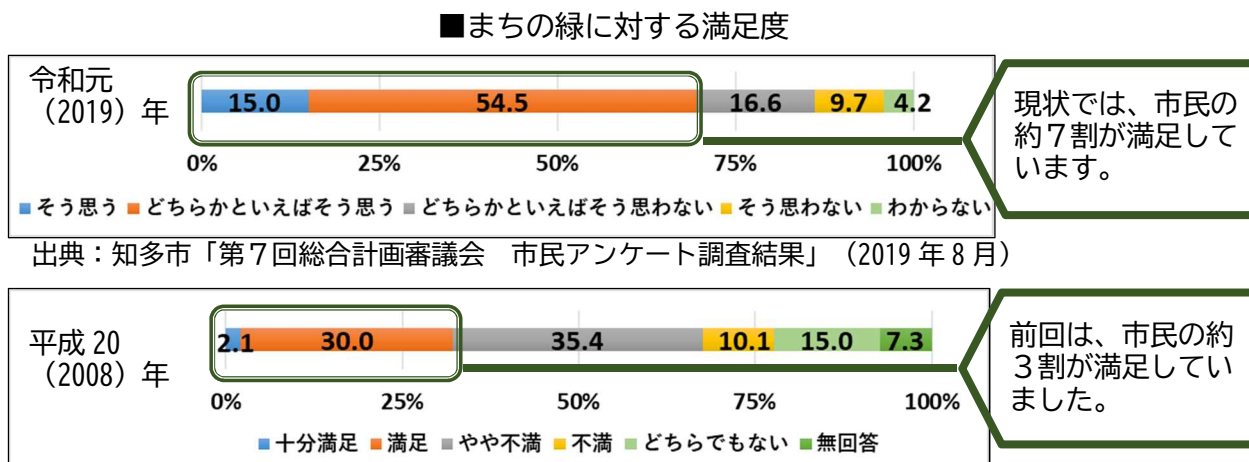
海を越え、日本列島を縦断して移動する蝶「アサギマダラ」の飛来環境を整備するため、フジバカマを植栽しています。



8 緑に対する市民の意識

(1) まちの緑に対する満足度について

○ まちの緑について、市民の約7割が満足しています。



出典：知多市「第7回総合計画審議会 市民アンケート調査結果」（2019年8月）

出典：知多市「緑の基本計画 市民アンケート調査結果（平成20年調査）」（2010年3月）

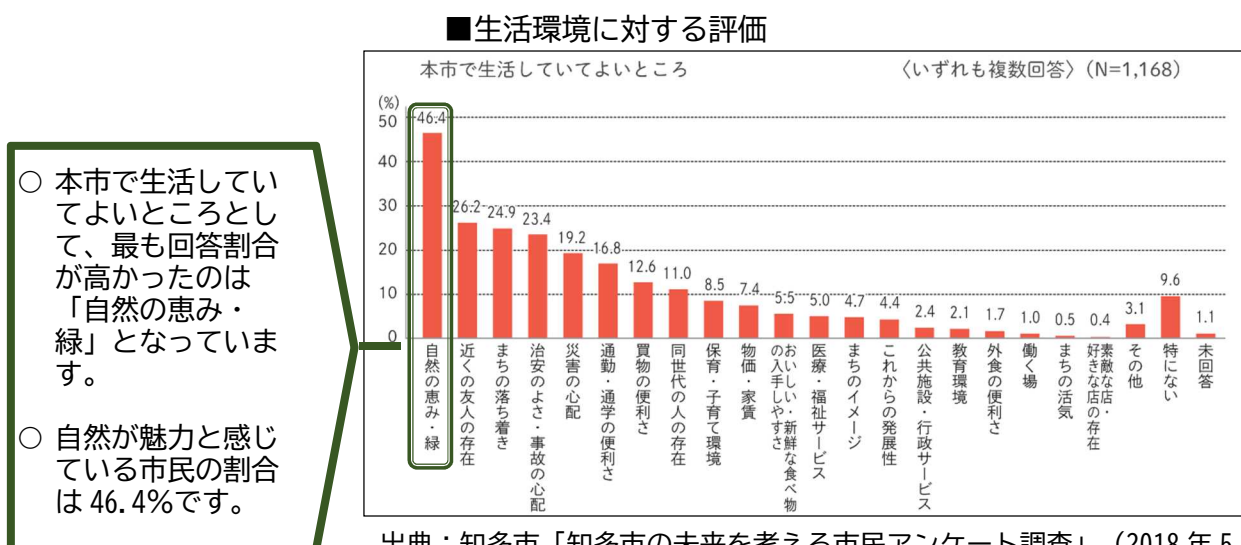
※『自然、公園、家の周辺などのまちの緑に満足しているか』（2019年調査）

※『まちの緑に満足しているか』（2008年調査）

平成20(2008)年の調査では、「十分満足」「満足」の合計が32.1%でしたが、令和元(2019)年の調査は「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計が69.5%に増加しており、まちの緑に満足している市民の割合が増加しています。

(2) 生活環境に対する評価について

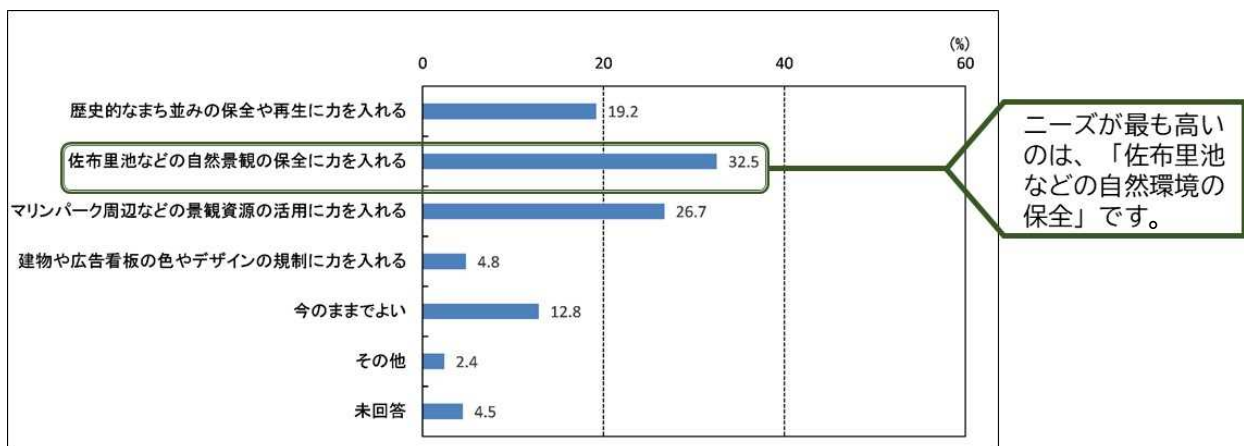
○ 本市で生活する魅力について、多くの市民が、「自然に恵まれている・緑が豊かであること」を挙げています。



(3) 景観に関するニーズについて

○ 景観に関する今後の取組について、「佐布里池などの自然景観の保全に力を入れる」取組を求める市民の割合が高くなっています。

■知多市の景観を良くし、守っていくための今後の取組

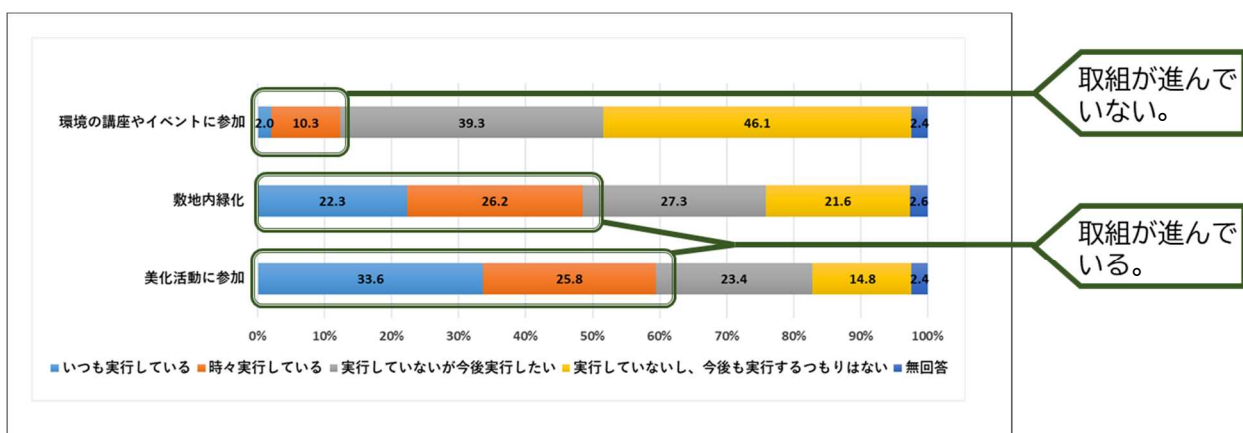


出典：知多市「知多市の未来を考える市民アンケート調査」（2018年5月）

(4) 緑に関する市民の環境配慮への日常的な取組について

○ 環境配慮の取組状況について、「美化活動に参加」や「敷地内緑化」の取組が進んでいる一方で、「環境の講座やイベントに参加」の取組があまり進んでいません。

■緑に関する市民の環境配慮への日常的な取組

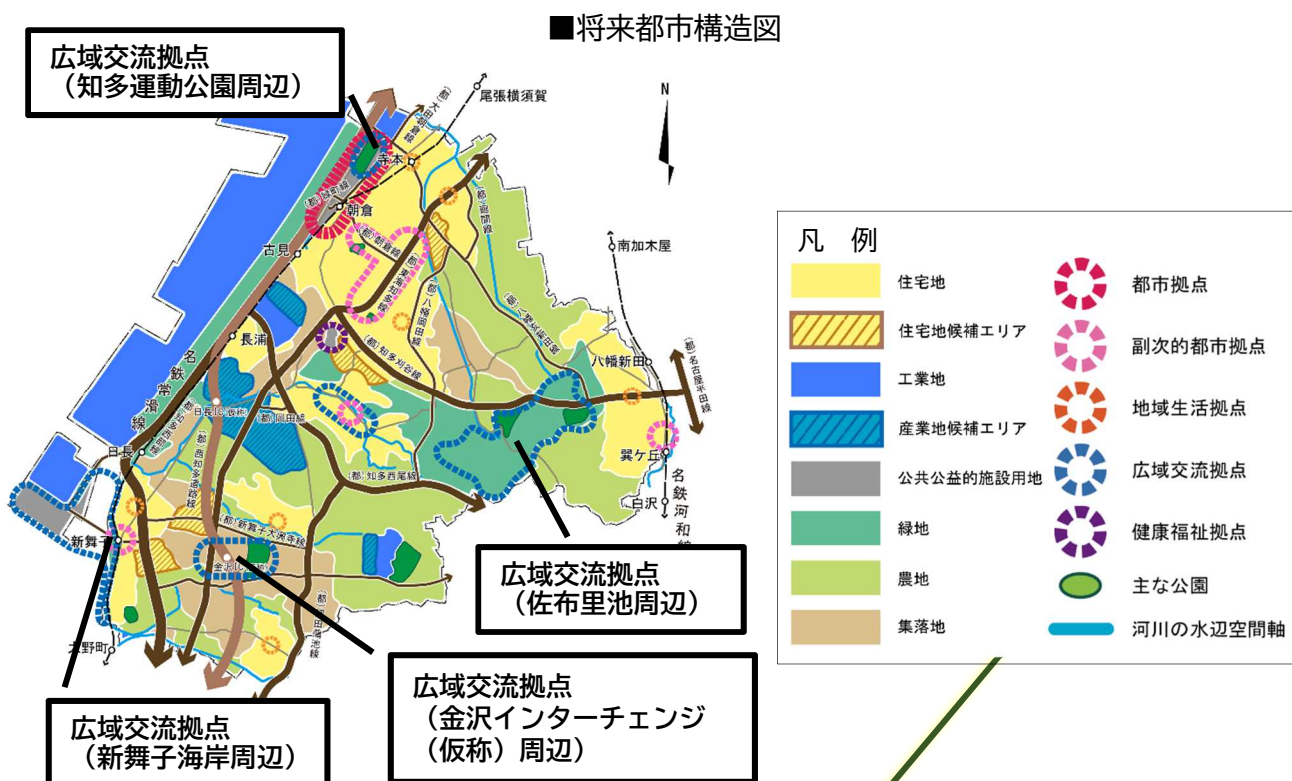


出典：知多市「第3次知多市環境基本計画」（2021年2月）



9 将来都市構造図

- 知多市都市計画マスタープランでは、将来、都市を形成する上で必要な骨格となる交通体系や土地利用、自然環境等の全体的な構造として、将来都市構造図を設定しています。
- 将来都市構造図では、概ね 20 年後の都市の姿を展望し、公園や緑などに関する拠点やゾーンを設定しています。



【公園や緑などに関する拠点やゾーン】

○広域交流拠点

広域から多くの人々が訪れ、観光やレクリエーションを楽しめる拠点として、知多運動公園周辺、新舞子海岸・マリンパーク周辺、佐布里池周辺等を位置付けます。

○緑地

まとまりのある緑地及び比較的小規模な農地と緑地が混在する地域で、多様な生物の生息空間としての機能や治水機能といった機能を有する自然環境や自然景観が残されたゾーンを、今後も継続して保全を図る緑地に位置付けます。

○農地

水田を中心とするまとまりのある優良な農地で、食糧生産のみでなく治水機能や田園景観を有するゾーンを、今後も保全を図る農地に位置付けます。

【河川の水辺空間軸】

水資源の循環、多様な生物の生息空間、地表温度の上昇抑制、風の通りみち等自然環境上重要な役割を持つとともに、市民の暮らしに潤いを与え、歩行者、自転車ネットワークの要素ともなる主要な河川を河川の水辺空間軸に位置付けます。

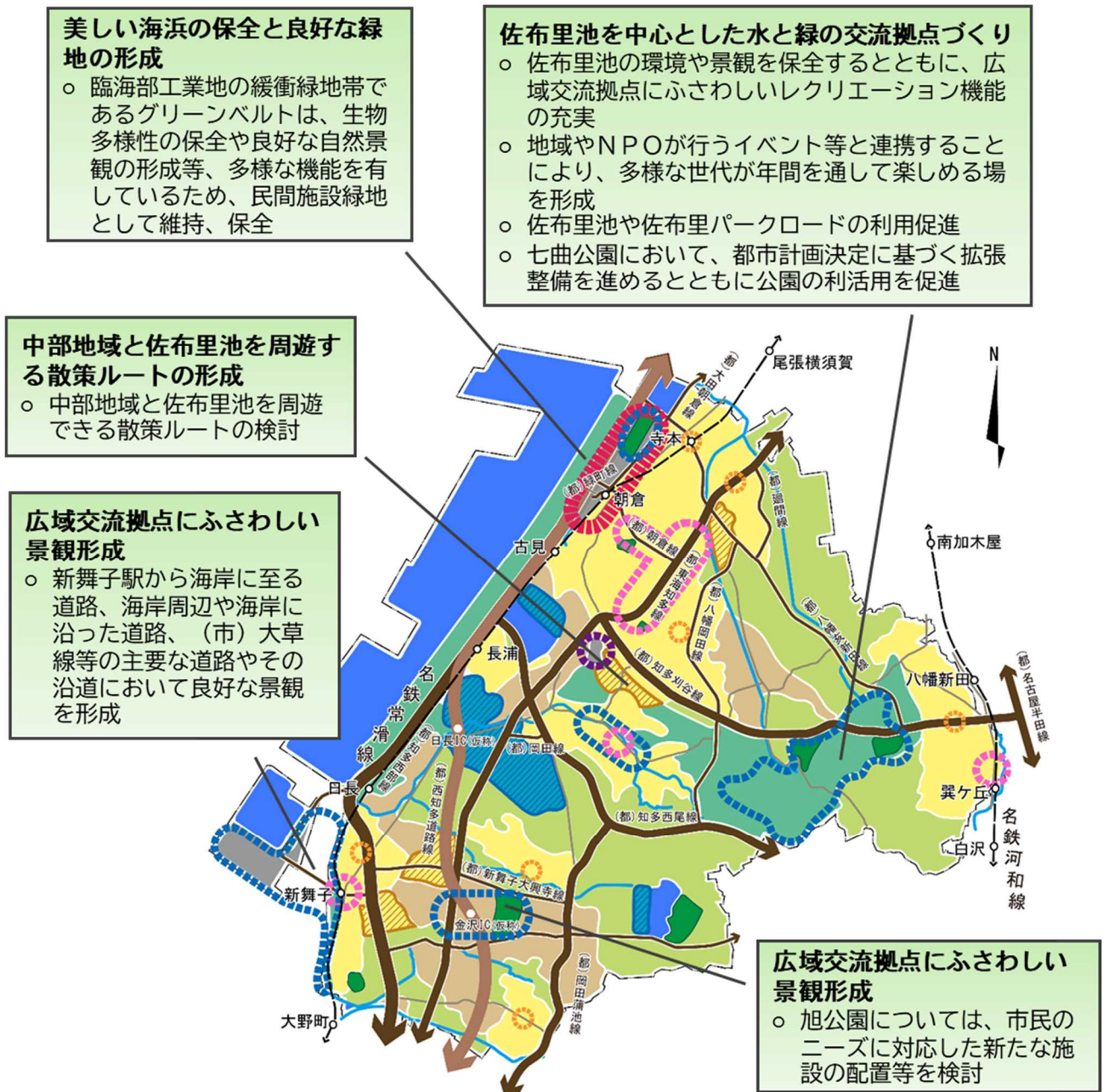
出典：知多市都市計画マスタープラン



10 まちづくりの方針

- 知多市都市計画マスタープランでは、ワークショップ形式で検討する地区別会議等を実施し、地域ごとに異なる特性や課題、意見を踏まえた「まちづくりの方針」を定めています。

■地域別構想のまちづくりの方針で示された緑に関する方針



出典：知多市都市計画マスタープラン



11 前回計画の検証

- 前回計画における基本施策の進捗状況を確認するとともに、目標の達成状況について検証し、次のとおり整理しました。

【基本施策の進捗状況】

| 基本方針 | 基本施策 | 実施済 ・実施中 |
|---------------------|---|-------------|
| ふるさとの緑を守る | 1 特別緑地保全地区の検討〔都市計画マスタープランと連携し必要性を検討〕 | |
| | 2 保安林の維持 | ○ |
| | 3 保存樹林の指定 | ○ |
| | 4 農業振興地域農用地区域の保全 | ○ |
| | 5 生産緑地地区の保全 | ○ |
| | 6 市民緑地の設置〔民有緑地を、地域の人々が利用できる緑地として公開する制度〕 | ○ |
| | 7 樹林地の維持管理施策の充実化〔民有緑地保全制度として緑化基金の拡大運用などの検討〕 | |
| | 8 市民農園等の拡充 | ○ |
| | 9 開発許可制度における緑化指導 | ○ |
| | 10 農地景観の向上 | ○ |
| まちの緑を美しく育てる | 11 駅前広場・周辺の緑化 | ○ |
| | 12 市庁舎等における緑化 | ○ |
| | 13 公共施設緑化のルールづくり | ○ |
| | 14 公園・緑地の適正配置の推進 | ○ |
| | 15 身近な公園のリニューアル | ○ |
| | 16 地区公園の整備の推進〔七曲公園の拡大整備を進める〕 | |
| | 17 拠点となる公園の整備、充実 | ○ |
| | 18 公園施設の長寿命化計画の策定 | ○ |
| | 19 公園管理者以外による公園施設の設置・管理 | ○ |
| | 20 生垣設置補助 | ○ |
| | 21 緑化木、花苗等の配布・相談 | ○ |
| | 22 民有地緑化に関する市民意識の高揚 | ○ |
| | 23 大規模店舗の緑化、商業地の緑化 | ○ |
| | 24 工場の緑化、工業団地の緑化 | ○ |
| を緑のつながり | 25 街路樹・遊歩道の整備 | ○ |
| | 26 街路樹の適正な管理 | ○ |
| | 27 多自然川づくりの推進 | ○ |
| | 28 河川管理用通路の緑化・遊歩道化 | ○ |
| | 29 ため池の親水性の向上 | ○ |
| | 30 社寺林の保全 | ○ |
| | 31 大木・名木の保全 | ○ |
| 市民による緑と花のまちづくりを推進する | 32 緑と花のまちづくり協議会との連携 | ○ |
| | 33 緑と花のまちづくりサポーター制度の推進 | ○ |
| | 34 みどりの教室、ガーデニング講座 | ○ |
| | 35 緑と花の相談 | ○ |
| | 36 緑と花のまちづくり活動の情報発信 | ○ |
| | 37 市民全てが関わる活動の場の充実〔公園などにレイズドベッド（高床式花壇）を設置〕 | ○ |
| | 38 花壇の設置促進 | ○ |
| | 39 花苗の安定供給と花苗育成の支援 | ○ |
| | 40 花壇コンクール、オープンガーデン事業による情報発信 | ○ |
| | 41 身近な公園・緑地等の市民との協働による管理 | ○ |
| | 42 学校等の緑化、次世代に伝える機会づくり | ○ |
| | 43 農業体験の機会提供 | ○ |
| | 44 市民活動との協力体制による樹林地の保全 | ○ |

【目標の達成状況】

| 計画の目標 | 目標値 | 平成20（2008）年 | 現状値 |
|---|---------------------|----------------------|----------------------|
| 1 緑地の確保目標 都市計画区域の面積に対する緑地の面積の割合 | 30% | 33.0% | 31.0% |
| 2 施設として整備すべき緑地の目標量 整備された都市公園の総面積を市民の総人口で割った値 | 10m ² /人 | 8.8m ² /人 | 9.0m ² /人 |
| 3 緑化の目標 まちの緑に満足している市民の割合 | ↑ | 32.1% | 69.5% |

※現状値の年次：目標1及び2は令和3(2021)年、目標3は令和元(2019)年



前回計画のうち、「1 緑地の確保目標」と「3 緑化の目標」について、目標値を達成することができました。

○ 「1 緑地の確保目標」の達成状況

都市計画区域の面積に対する緑地の面積の割合については、33.0%から 31.0%に減少しましたが、目標値である 30%を達成することができました。

これは、市による公園、緑地等の整備だけでなく、郊外に広がる優良農地を保全するとともに、事業者が工業団地の外周部に緑地を配置するなど、緑の維持に努めてきた結果と言えます。

○ 「2 施設として整備すべき緑地の目標量」の達成状況

整備された都市公園の総面積を総人口で割った値については、市民に身近な緑である都市公園の整備を計画的に進めた結果、8.8m²/人から 9.0m²/人に増加しました。

目標値である 10m²/人は達成できませんでしたが、その他の公園や児童遊園地など補完する施設を加えると、9.7m²/人となりました。

今後、都市公園の新規整備にあたっては、徒歩圏内の需要に対応した施設の配置等を検討し、身近な緑の充実に取り組む必要があります。

○ 「3 緑化の目標」の達成状況

「まちの緑に満足している」市民の割合については、32.1%から 69.5%に増加し、目標を達成することができたことから、多くの市民がまちの緑について満足している状況です。

これまで、佐布里緑と花のふれあい公園や旭公園などの広域交流拠点の整備、佐布里パークロードやグリーンベルトなど特徴的な景観の保全、花いっぱい運動の推進など、緑園都市としての魅力づくりに取り組んできた結果を反映していると考えられます。

【前回計画の検証結果】

各目標の達成状況から、市民、事業者と行政が協力して緑を保全、育成していたことにより、豊かで魅力的な緑が形成できていることがわかります。

一方、前回計画の基本方針では、市民による緑と花のまちづくりを推進する方針としており、基本施策において、取り組むべき内容を示していましたが、具体的な目標値については設定していませんでした。

このことから、新たな計画では、地域緑化のリーダー育成や緑に関するイベントへの市民参加を把握するための目標を新たに設定し、市民全てが参加する緑と花のまちづくりの実践に向けたきっかけづくりや仕組みづくりの推進を目指すものとします。



12 緑の課題の整理と計画の方向性

- 「第1の6 緑を取り巻く最近の動向」から「第2の11 前回計画の検証」で見えた課題をまとめ、緑の課題と計画の方向性を次のとおり整理しました。

課題1 「緑の量」

開発により緑地が緩やかな減少傾向にあり、市街地を囲む緑地空間として、良好な自然環境や優良な農地などの適切な保全を図る必要があります。

計画の方向性①

質の高い生活環境の創出に向けた緑の保全

課題2 「緑の環境づくり」

市街地における地表温度上昇の抑制や脱炭素社会実現に向け、住宅地における緑化の推進等の取組が求められています。また、整備年度が古い公園が増加しており、老朽化した公園施設の適切な維持管理と計画的な改築を実施していく必要があります。

計画の方向性②

日常的なニーズに対応した緑化の推進

課題3 「緑と市民」

まちの緑に対する満足感を、継続的に促進するため、地域緑化のリーダー育成や市民の緑化活動を支援し、市民力を活かしたまちづくりを進めていく必要があります。

計画の方向性③

緑と花のまちづくりを熟成し、市民参加を活性化

課題4 「公園利活用」

広域交流拠点において、機能の充実や、新たなニーズへの対応が求められています。公園の魅力を最大限に発揮するため、民間活力を活かした公園利活用の検討が必要です。

計画の方向性④

民間活力を最大限活かした、緑の整備・保全の推進



第3 目指す緑の姿

1 基本理念

- 第6次知多市総合計画に掲げられている将来像「あたらしく、知多らしく。梅香るわたしたちの緑園都市」には、緑園都市の魅力をさらに高め、未来につなげていくとの想いが込められています。
- 知多市緑の基本計画においても第6次知多市総合計画を踏まえ、行政だけでなく、市民、地域、事業者の協力により、豊かな自然に恵まれ、身近な緑を楽しみながら、落ち着いた暮らしができるまちづくりを進めることを基本理念とし、「豊かで美しい緑と花を育むまち 知多」をキャッチフレーズに設定します。

【上位計画の将来像】



【基本理念のキャッチフレーズ】

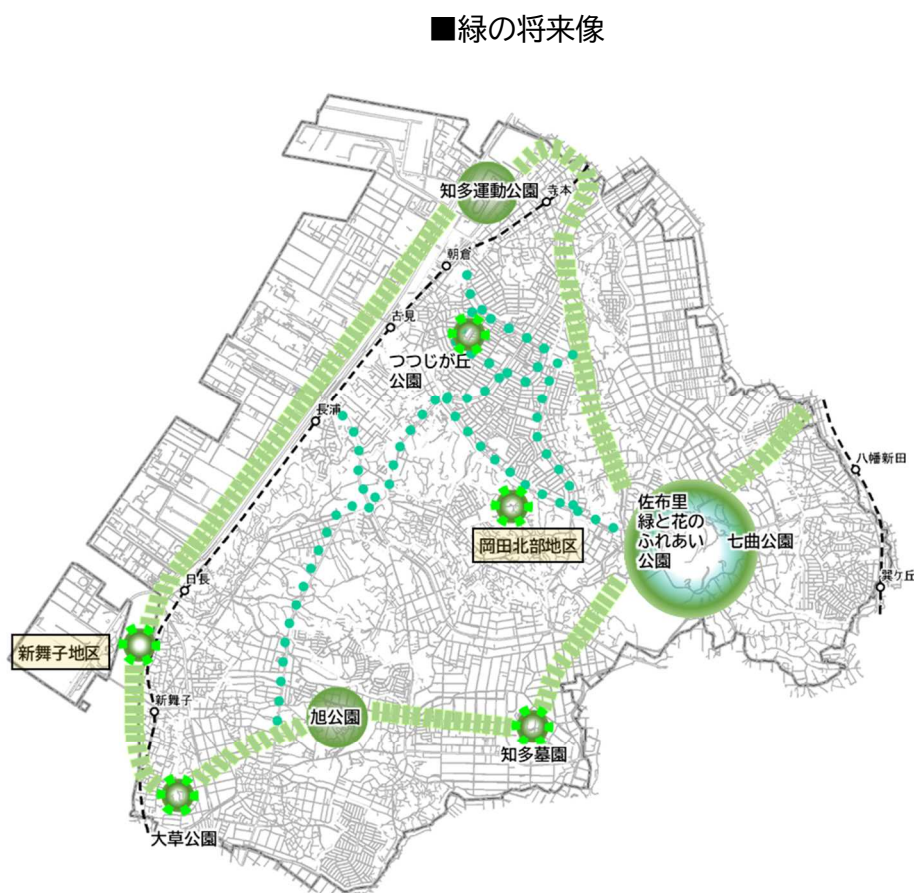
豊かで美しい緑と花を育むまち 知多



2 緑の将来像

○上位計画及び関連計画における緑に関する位置付けや「緑の現状」を踏まえ、緑の将来像を次のように設定します。

基本理念を実現するために、緑の将来像として、多くの人が集い交流できる「水と緑の交流拠点」を中心に、公園や農地、グリーンベルト等の自然環境を保全し、知多らしい緑のまちづくりを展開するイメージを示します。



| | | |
|--|----------------------|---|
| | 水と緑の交流拠点 (緑化重点地区) | 佐布里池等の豊かな自然環境を生かし、多くの人が集い交流できる拠点を目指します。 |
| | 緑の交流拠点 | 公園の恵まれた自然環境を保全し、市民が誇りを持てる美しい緑の拠点を目指します。 |
| | 特徴的な緑のある地区 | 特徴的な風景や景観を保全し、知多らしい緑の充実に努めます。 |
| | 緑の空間軸 | 緑に親しめる空間として、佐布里パークロードや、のどかな風景が広がる農地、グリーンベルト、知多サイクリングロードなどをつなぐネットワークを今後も継続して保全を図ります。 |
| | 緑の道路軸 | 幹線道路の緑を確保することで、徒歩や自転車で緑を身近に感じる空間を形成します。 |



3 基本方針

- 基本理念及びキャッチフレーズを踏まえ、10年後の知多市において実現すべき基本方針を次のとおりに設定します。

基本方針1 豊かな緑を継承する

緑に囲まれた暮らしができる「知多らしさ」を適切な形で保全、継承し、魅力ある住環境を創出します。

【実現に向けた取組】

- 歴史ある美観風致の保全
- 優良農地の適切な保全
- 多様な生物の生息生育空間の保全と再生

基本方針2 緑でまちを彩る

まちの特性に合った、豊かで美しい身近な緑の景観を育むことで、魅力的な街並みを形成します。

【実現に向けた取組】

- 公共施設の緑化の推進
- 緑あふれる街並みづくり
- 身近に楽しめる緑の確保

基本方針3 みんなで緑を育む

緑に関するふれあいや学びにより、緑を大切に育てようという機運を高め、多くの市民の手による保全、活用を進めていきます。

【実現に向けた取組】

- 花いっぱい運動の推進
- まちづくりの担い手育成
- 市民との協働による適切な維持管理

基本方針4 緑の魅力を磨く

広域交流拠点の質を向上させ、新たな魅力あふれる拠点づくりを進めることにより、多様な世代が楽しめる場を形成します。

【実現に向けた取組】

- 魅力的な広域的拠点づくり
- 民間のノウハウを活用した公園の魅力向上
- 民間活力を活かした公園整備等の検討



4 計画の目標

- 基本方針の実現に向けて、行政だけでなく、市民、地域、事業者が目標を共有し、連携・協力により計画を進めていくことが重要です。
- 基本方針の取組を効果的かつ着実に推進するため、次のとおり計画の目標を設定し、基本方針等の進捗状況について随時確認します。

目標1 市域面積に対する「緑地の面積」の割合

- 魅力ある住環境の創出に向け、緑地の面積を確保するための指標を設定します。
- 市域に対する緑地の面積の割合を現状値以上とし、緑の保全を図ることを目標とします。

現状：31.0% → 目標：現状値以上

※現状は R3.4

目標2 「都市公園」の市民一人当たりの整備状況

- 市民に身近な緑である都市公園を計画的に整備するための指標を設定します。
- 市民の総人口に対する都市公園の総面積の割合を $10\text{m}^2/\text{人}$ にすることを目標とします。

現状： $9.0\text{m}^2/\text{人}$ → 目標： $10\text{m}^2/\text{人}$

※現状は R4.3

目標3 「まちの緑に対する満足度」に満足している市民の割合

- アンケート調査により、緑に対する市民の意識を把握するための指標を設定します。
- 「満足していると思う」と回答した市民の割合を増やすことを目標とします。

現状：69.5% → 目標：72%

※現状は R1.8 調査

目標4 「緑に関する講座」などの年間参加者数

- 地域緑化のリーダー育成などの支援状況を把握するための指標を設定します。
- 学習機会、みどりの少年団、ボランティア等の参加者数を増やすことを目標とします。

現状：約 1,250 人 → 目標：約 1,500 人

※現状は 3 か年 (H30~R2) の平均値

目標5 「緑化重点地区（佐布里水源の森周辺）」で開催される年間イベントの回数

- イベントが開催される回数を緑の質の向上、機能の充実と考え指標を設定します。
- 緑化重点地区で開催されるイベントの数を増やすことを目標とします。

現状：50 回 → 目標：60 回

※現状は 3 か年 (H30~R2) の平均値



5 知多市緑の基本計画の全体像

- 新たな計画の基本理念等の実現に向け、基本方針に基づいて取り組んでいく「具体的施策」を設定します。

新たな計画の基本理念等

基本理念

行政だけでなく、市民、地域、事業者の協力により、豊かな自然に恵まれ、身近な緑を楽しみながら、落ち着いた暮らしができるまちづくりを進めます。

キャッチフレーズ

豊かで美しい
緑と花を育むまち 知多

緑の将来像

多くの人が集い交流できる「水と緑の交流拠点」を中心に、公園や農地、グリーンベルト等の自然環境を保全し、知多らしい緑のまちづくりを展開します。

基本方針 1

豊かな緑を継承する

【実現に向けた取組】

- ・ 歴史ある美観風致の保全
- ・ 優良農地の適切な保全
- ・ 多様な生物の生息生育空間の保全と再生

基本方針 2

緑でまちを彩る

【実現に向けた取組】

- ・ 公共施設の緑化の推進
- ・ 緑あふれる街並みづくり
- ・ 身近に楽しめる緑の確保

基本方針 3

みんなで緑を育む

【実現に向けた取組】

- ・ 花いっぱい運動の推進
- ・ まちづくりの担い手育成
- ・ 市民との協働による適切な維持管理

基本方針 4

緑の魅力を磨く

【実現に向けた取組】

- ・ 魅力的な広域的拠点づくり
- ・ 民間のノウハウを活用した公園の魅力向上
- ・ 民間活力を活かした公園整備等の検討



○ 具体的施策のうち重点的に取り組むことで、計画の目標達成に貢献する施策として8つの「重点施策」を設定します。

| 取組名 | 具体的施策 |
|--------------------|--------------------------|
| 歴史ある美観風致の保全 | (1) 梅の増殖事業による佐布里池周辺の魅力向上 |
| | (2) 保安林の指定の継続 |
| | (3) 保存樹等の指定による樹林地の保全 |
| 優良農地の適切な保全 | (4) 農業振興地域農用地区域の保全 |
| | (5) 生産緑地地区の適切な保全 |
| | (6) 地域特性を生かした景観の形成 |
| 多様な生物の生息生育空間の保全と再生 | (7) 市民協働による里山保全活動 |
| | (8) 生態系ネットワークの形成 |
| | (9) ため池の適切な整備、維持管理 |

重点施策1
佐布里池周辺の梅1万本構想の推進

重点施策2
生物多様性の保全・再生活動の促進

| 取組名 | 具体的施策 |
|-------------|-----------------------------|
| 公共施設の緑化の推進 | (10) 公共施設の緑化推進 |
| | (11) 街路樹の適正な維持管理 |
| 緑あふれる街並みづくり | (12) 「あいち森と緑づくり事業」の活用 |
| | (13) 緑化木等の配布による民有地緑化の推進 |
| | (14) 市民緑地の保全 |
| | (15) 市民との協働による緑を活かしたにぎわいづくり |
| 身近に楽しめる緑の確保 | (16) 気候変動や災害への対応を視野に入れた緑の活用 |
| | (17) 新市街地における街区公園の整備 |
| | (18) 公園施設の老朽化対策 |
| | (19) 身近なオープンスペースの活用 |

重点施策3
市街地の緑の保全と創出

重点施策4
新市街地における公園整備等の推進

| 取組名 | 具体的施策 |
|------------------|-------------------------|
| 花いっぱい運動の推進 | (20) 市民参加による緑化活動の活性化 |
| | (21) ハジカミほ場を活用した緑化事業の推進 |
| | (22) 花壇コンクールの開催 |
| | (23) 園芸福祉の実践 |
| まちづくりの担い手育成 | (24) 市民活動の活性化 |
| | (25) 緑に関するイベントの開催 |
| | (26) みどりの少年団による緑化啓発 |
| | (27) 竹林の適正な管理を促進 |
| 市民との協働による適切な維持管理 | (28) オープンガーデン事業 |
| 市民との協働による適切な維持管理 | (29) 市民との協働による公園等の維持管理 |

重点施策5
市民参加による緑化活動の活性化

重点施策6
緑化推進の担い手育成

| 取組名 | 具体的施策 |
|---------------------|-----------------------------|
| 魅力的な広域的拠点づくり | (30) 市民ニーズを反映した公園の利活用 |
| 民間のノウハウを活用した公園の魅力向上 | (31) 民間活力を活かした緑化重点地区の利活用の検討 |
| 民間活力を活かした公園整備等の検討 | (32) 民間提案を活かした公園の管理運営の推進 |

重点施策7
民間活力を活かした緑化重点地区の利活用の検討

重点施策8
民間提案を活かした公園の管理運営の推進



第4 目標を実現するための施策

1 具体的施策

○ 基本方針の実現に向けた具体的施策は次のとおりです。

基本方針1 豊かな緑を継承する

| 取組名 | 具体的施策 | 具体的施策の内容 |
|--------------------|-------------------------|---|
| 歴史ある美観風致の保全 | (1)梅の増殖事業による佐布里池周辺の魅力向上 | 重点施策1 佐布里池周辺の梅1万本構想の推進(P36)を参照。 |
| | (2)保安林の指定の継続 | 森林以外への転用や開発行為に関する規制がなされている保安林の指定を継続し、緑の保全を図ります。 |
| | (3)保存樹等の指定による樹林地の保全 | 古くから地域の人に愛され親しまれてきた「巨樹、名木」を保存樹及び保存樹林に指定し、市内の美観風致を維持します。 |
| 優良農地の適正な保全 | (4)農業振興地域農用地区域の保全 | 市街地を囲む貴重な緑地として農地を保全するため、農業施策と連携し、優良農地の減少の抑制に努めます。 |
| | (5)生産緑地地区の適正な保全 | 都市農地を適正に保全するため、生産緑地指定から30年を迎える農地については、土地所有者の意向を確認し、特定生産緑地への移行を図ります。 |
| | (6)地域特性を活かした景観の形成 | まとまりのある農地を保全し、起伏がなく直線的に続く開放的な空間を確保することにより、地域の魅力を高める景観の形成を図ります。 |
| 多様な生物の生息生育空間の保全と再生 | (7)市民協働による里山保全活動 | 重点施策2 生物多様性の保全・再生活動の促進(P37)を参照。 |
| | (8)生態系ネットワークの形成 | 日本列島を縦断して移動する蝶「アサギマダラ」が飛来する環境づくりに努めることにより、生物多様性ネットワークの形成に取り組みます。 |
| | (9)ため池の適正な整備、維持管理 | 河川やため池などを適正に維持管理し、多様な生物の生息生育空間としての環境保全を図ります。 |



基本方針2 緑でまちを彩る

| 取組名 | 具体的施策 | 具体的施策の内容 |
|-------------|----------------------------|---|
| 公共施設の緑化の推進 | (10)公共施設の緑化推進 | 市庁舎などの公共施設においては、周辺の景観に配慮した壁面緑化など、建築物の緑化を積極的に行い、まちの緑の満足度の向上に努めます。 |
| | (11)街路樹の適正な維持管理 | 市民に身近な緑の魅力を高めるため、既存街路樹は、樹形を可能な限り維持するなど、緑の質の向上に努めます。 |
| 緑あふれる街並みづくり | (12)「あいち森と緑づくり事業」の活用 | 重点施策3 市街地の緑の保全と創出（P38）を参照。 |
| | (13)緑化木等の配布による民有地緑化の推進 | 重点施策3 市街地の緑の保全と創出（P38）を参照。 |
| | (14)市民緑地の保全 | 土地所有者と市が契約を締結し、地域の人々が利用できる緑地として公開し、身近な緑地の保全を図ります。 |
| | (15)市民との協働による緑を活かしたにぎわいづくり | 民間の緑と公共施設や街路樹などの公共の緑に連続性や回遊性をもたせることなどで、景観の改善や向上を図り、訪れる人の増加や店舗出店意欲の向上などの相乗効果により、にぎわいのあるまちを目指します。 |
| | (16)気候変動や災害への対応を視野に入れた緑の活用 | 近年の気候変動や激甚化していく災害にも対応していくよう、緑が有する都市の暑熱対策や雨水流出抑制、温室効果ガスの吸収などの多様な機能の活用を目指します。 |
| 身近に楽しめる緑の確保 | (17)新市街地における街区公園の整備 | 重点施策4 新市街地における公園整備の推進（P39）を参照。 |
| | (18)公園施設の老朽化対策 | 安全で誰もが利用しやすい公園施設とするため、公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化対策を計画的に推進します。 |
| | (19)身近なオープンスペースの活用 | 市街化区域内で徒歩圏内に都市公園が不足している地域については、身近にあるその他の公園や広場などを利活用し、公園機能の確保を目指します。 |



基本方針3 みんなで緑を育む

| 取組名 | 具体的施策 | 具体的施策の内容 |
|------------------|------------------------|--|
| 花いっぱい運動の推進 | (20)市民参加による緑化活動の活性化 | 重点施策5 市民参加による緑化活動の活性化（P40）を参照。 |
| | (21)ハジカミほ場を活用した緑化事業の推進 | ハジカミほ場で花苗を生産することにより、各コミュニティや公共施設に配布する花苗の安定供給を図ります。また、緑化相談を開催し、花苗育成の知識の習得を図ります。 |
| | (22)花壇コンクールの開催 | 花壇コンクールを開催し、うるおいのある生活環境を創るとともに、優れた事例を発信することで、緑化意識の向上を促進します。 |
| | (23)園芸福祉の実践 | 園芸福祉とは、花や野菜などの栽培を通じて、心身の健康や生活の質の向上を目指す行動です。市内の保育園・幼稚園や福祉施設等における各施設の園児や入所者と共同で行うなど、園芸福祉の活動を実践します。 |
| まちづくりの担い手育成 | (24)市民活動の活性化 | 重点施策6 緑化推進の担い手育成（P41）を参照。 |
| | (25)緑に関するイベントの開催 | 自然と共生する落ち着いた暮らしに共感することができるようなイベントを開催し、自発的な緑化活動を推進します。 |
| | (26)みどりの少年団による緑化啓発 | みどりの少年団による学習活動、奉仕活動、野外活動などを通して、団員の自然や緑に関する学びの機会の充実を図ります。 |
| | (27)竹林の適切な管理を促進 | 竹林づくり講座などの充実に努め、自主的に竹林を管理する機運の醸成を促進します。 |
| 市民との協働による適切な維持管理 | (28)オープンガーデン事業 | 市民が丹精込めた花壇を公開することにより、多くの人との出会いや交流を通じて花壇づくりを一緒に楽しむ場を提供します。 |
| | (29)市民との協働による公園等の維持管理 | 住民に身近な公園等については、市民との協働による維持管理を推進することで、緑に関心を持ち、大切に守ろうという機運を高めます。 |



基本方針4 緑の魅力を磨く

| 取組名 | 具体的施策 | 具体的施策の内容 |
|---------------------|----------------------------|--|
| 魅力的な広域的拠点づくり | (30)市民ニーズを反映した公園の利活用 | 佐布里池の水面を活用した遊び・体験の場を提供し、新たなにぎわいの創出を図ることで、水と緑の交流拠点にふさわしい魅力の向上を行います。 |
| 民間のノウハウを活用した公園の魅力向上 | (31)民間活力を活かした緑化重点地区の利活用の検討 | 重点施策7 民間活力を活かした緑化重点地区の利活用の検討（P42）を参照。 |
| 民間活力を活かした公園整備等の検討 | (32)民間提案を活かした公園の管理運営の推進 | 重点施策8 民間提案を活かした公園の管理運営の推進（P43）を参照。 |

岡田散策路

「市民緑地」として地域の人々が利用できる公開された緑地を提供

- 岡田北部の樹林地では、土地所有者・地元団体及び市が協定を締結し、地域の人々が利用できる公開された緑地として「岡田散策路」を設置しました。
- 岡田散策路は、市街地に隣接しており、近隣の方のウォーキングに最適で、豊かな自然の中で森林浴が楽しめます。
- 地元団体と管理協定を結び、市民との協働により、地域住民の憩いの場として利用されています。



2 重点施策

○ 基本方針の実現に向け、優先的かつ戦略的に取り組む施策は、次のとおりです。

重点施策1 佐布里池周辺の梅1万本構想の推進

「佐布里池周辺の梅1万本構想」

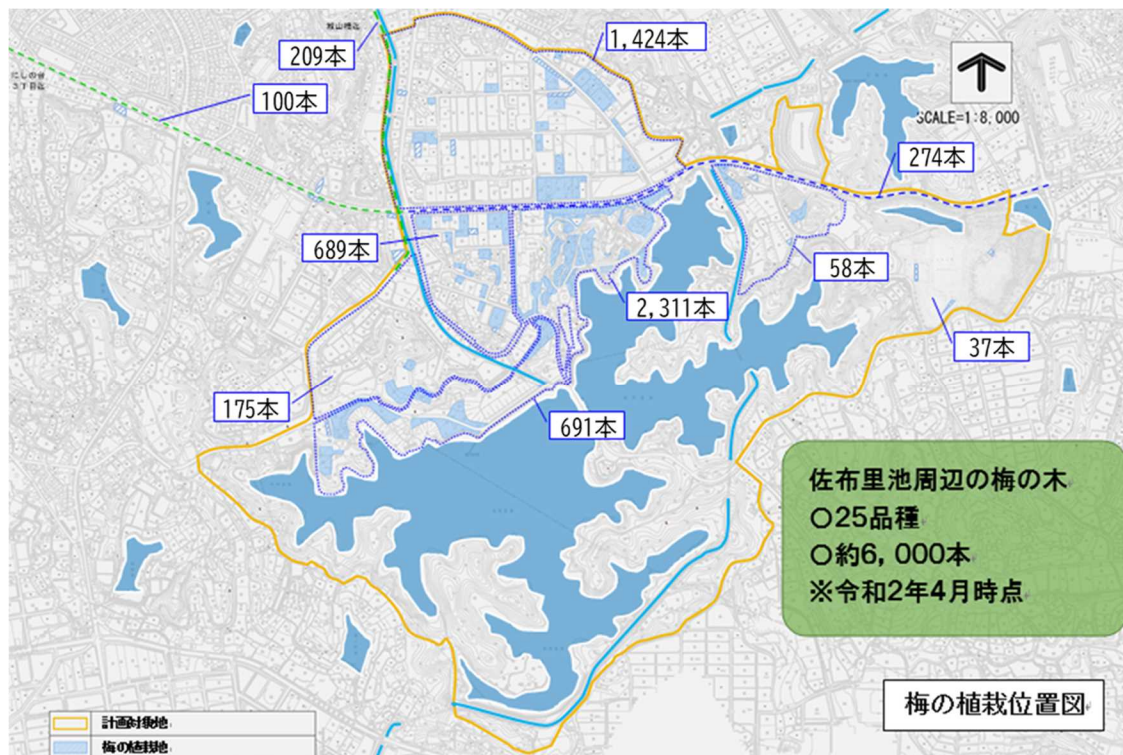
佐布里緑と花のふれあい公園を中心に、佐布里水源の森や、佐布里池周辺から七曲公園を含めた区域を対象に、地域資源である梅を活用して、梅の名所として更に集客力を高めるため、梅の木を植樹し、佐布里池周辺の梅の木1万本を目指す構想です。

主な取組内容は、次のとおりです。

【取組内容】

- 梅を増殖し育てることで、佐布里池周辺の魅力を向上していきます。
- 良質な景観を確保するため、樹勢が衰退した梅の木については、植え替えを行います。また、既存樹は強剪定を行わず、自然樹形を保ちます。

佐布里池周辺の梅の木について



重点施策2 生物多様性の保全・再生活動の促進

「第3次知多市環境基本計画を踏まえた、生物多様性の保全・再生活動」

地域の自然環境の特徴や、これまでに形成された人の暮らしとの関係性など、場所ごとの特徴を活かした取組を進め、市全体における生物多様性の保全と持続可能な利用を図っていきます。

主な取組内容は、次のとおりです。

【取組内容】

- 地域の自然環境の保全に努め、生物多様性の確保の取組を推進します。
- 生物多様性の保存再生に関する活動を継続し、多様な動植物が生息する緑の保全と再生に取り組めます。

生物多様性に関する取組事例



パスウェイ第2号開通!!

JXエネルギー × LIXIL 知多工場

第二号の候補地として名乗り上げていただいたJXエネルギーとLIXIL知多工場。学生メンバーは、企業同士のセキュリティとなるフェンスを傷つけないよう、フェンスの下に土管を通すアニマルパスウェイを提案しました。現場では各々が協力しながら、土をどかして、土管を通し、グリーンベルトに新しい生き物の通り道を完成させました。これからもどんどんアニマルパスウェイを増やして、グリーンベルトを「つないで」行きますよ!

(2014年1月実施)

出典：エコレコアースホームページ

グリーンベルトでの活動

知多半島臨海部の企業緑地における生態系ネットワーク形成担い手育成事業として始まった「命をつなぐPROJECT」では、野生生物の生息環境整備や地域に向けた啓発活動など、生物多様性を守るための先進的な取組が実施されています。



市民協働による里山保全活動

集落周辺の里山を、身近な自然とのふれあいの場、自然環境の場として利用できるよう、県の支援制度を活用し、地域の緑化関係団体の自主的な活動を支援します。



重点施策3 市街地の緑の保全と創出

「緑と花に囲まれた住環境」

都市の緑は、人々の生活に潤いとやすらぎを与えるとともに、ヒートアイランド現象の緩和や、生物多様性の保全などの機能の発揮が期待されています。市街地の多くの部分を占める民有地の緑と花を増やすことで、魅力ある住環境の形成を目指します。

主な取組内容は、次のとおりです。

【取組内容】

- 「あいち森と緑づくり事業」～都市緑化推進事業～を活用し、都市の緑の保全・創出・活用を一層推進します。
- 緑化木や記念樹の配布を行い、自宅に緑を増やすきっかけづくりを促進します。

市街地の緑の保全と創出の取組事例

あいち森と緑づくり事業

緑の街並み推進

市街地の民有地において、まとまった規模での優良な緑化工事費の一部を助成し、民有地緑化を推進します。



空地緑化（名古屋市）



空地緑化（大府市）

出典：愛知県公園緑地課ホームページ

緑化木配布事業



花苗配布事業



重点施策4 新市街地における公園整備の推進

「歩いて暮らせる市街地の構築」

土地区画整理事業により計画的に形成される新市街地の街区公園については、概ね250m以内に住んでいる人たちが利用できる配置計画とします。

市民ニーズを反映した公園の整備を進めることで、ゆったりと落ち着いて暮らせる魅力ある住環境を形成します。

主な取組内容は、次のとおりです。

【取組内容】

- 信濃川東部地区や新南地区などの土地区画整理事業の区域内で、都市公園の新規整備を推進します。
- 新規整備に当たっては、徒歩圏内の需要に対応した施設の配置等を検討します。

近年の公園の整備事例



新知東町3号公園



大梅公園



新舞子公園



岡田緑が丘2号公園



重点施策5 市民参加による緑化活動の活性化

「花いっぱい運動」

緑や花に包まれて暮らすことで、私たちは心豊かになり、家庭もまちも美しくなり、活気に満ちてきます。市民と行政が連携して各コミュニティ内の集会所周りや公共花壇など、公道を歩きかう人の目に触れる空間に花を植えることで、緑化の推進を図ります。

主な取組内容は、次のとおりです。

【取組内容】

- コミュニティや緑化ボランティア団体などに花苗を配布し、花に包まれて暮らすまちづくりを推進します。
- コミュニティの緑化活動を支援し、地域の花壇などの維持管理を活性化します。

花いっぱい運動の取組事例

旭桃台1号緑地

緑化ボランティア
「旭桃花つぼみ会」



岡田中央公園

緑化ボランティア
「岡田緑と花の会」



重点施策6 緑化推進の担い手育成

「わたしたちの緑園都市づくり」

緑園都市づくりを活性化するためには、市民が緑化推進や環境保全を自分のこととして捉え、主体的な取組へとつなげていく仕組みが必要です。緑化ボランティアや緑と花のまちづくりサポーターなど、緑化啓発の活動を通じて、緑に親しみ、守り育てる意識を醸成します。主な取組内容は、次のとおりです。

【取組内容】

- 緑化ボランティアや緑と花のまちづくりサポーター、オープンガーデン事業を支援し、地域緑化の担い手育成を行います。
- 多様な環境学習や、楽しみながら学びあう場づくりに取り組みます。

緑化推進の担い手育成の取組事例



緑化ボランティア「花景観」

朝倉駅前から市役所庁舎前にあるシンボル花壇の花苗生産から植付け、視察研修会等により、花苗育成の技術と知識の習得を図り、地域緑化のリーダーとしてコミュニティ等の緑化活動に参加できるよう、緑化ボランティアを育成しています。



緑と花のまちづくりサポーター

緑と花のまちづくりの活動を実践していくには、花づくりや園芸福祉の知識を持つボランティアの支援が不可欠です。そのため、花づくりのほか、福祉に興味を持つボランティアを募集し、一定の養成講座を受講した方を「緑と花のまちづくりサポーター」として市が認定・登録します。

「緑と花のまちづくりサポーター」は、地域や学校、医療・福祉施設などの要請に応じて、それぞれの現場で屋内外を問わず、市民と一緒にボランティアで園芸福祉の指導や支援を行います。



重点施策 7 民間活力を活かした緑化重点地区の利活用の検討

「水と緑の交流拠点づくりの強化」

緑化重点地区の魅力を最大限に発揮させるため、七曲公園拡張整備の具体的な事業化に当たっては、民間事業者の知識、技術、ノウハウ等を有効に活用し、効率的かつ効果的に公園づくりを検討します。

主な取組内容は、次のとおりです。

【取組内容】

- 七曲公園拡張整備に当たっては、民間の創意工夫による公園の利便性向上、市の財政負担の軽減効果を期待し、民間活力の導入を視野に入れて事業化の検討を進めます。

民間活力導入の先進事例

県内では、民間の創意工夫を取り入れた公園の魅力向上を図るため、都市公園法に基づく「設置管理許可制度」や「公園設置管理制度（Park-PFI）」を導入し、公園施設を整備する事例も増えています。

【設置管理許可制度】

公園管理者が、公園管理者以外の者に公園施設の設置管理を許可できる制度です。

＜フォレストアドベンチャー・新城＞

場所：新城総合公園

施設イメージ図



【公園設置管理制度（Park-PFI）】

都市公園において飲食店、売店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を公募で選定する制度です。

＜オバッタベッタ＞

場所：小幡緑地

施設イメージ図



出典：愛知県公園緑地課ホームページ



重点施策 8 民間提案を活かした公園の管理運営の推進

「指定管理者制度の導入による市民サービスの向上」

有料公園施設である知多運動公園、旭公園、七曲公園、つつじが丘公園については、多様化する市民ニーズに対応するため、施設の管理に民間提案（民間が有する技術、ノウハウ）の活用を検討し、市民サービスの向上に資する管理運営を進めます。

主な取組内容は、次のとおりです。

【取組内容】

- 都市公園における市の財政負担を軽減しつつ、質の向上と利用者の利便性の向上を図るため、有料公園施設（知多運動公園、旭公園、七曲公園、つつじが丘公園）に指定管理者制度を導入する検討を進めます。

指定管理者制度について

指定管理者制度では、中長期的にわたる業務期間、包括的な業務実施等による、公園の利活用の促進やにぎわいの創出、行政の経費節減等の側面で効果が期待されます。

指定管理者制度における都市公園の魅力向上の考え方

多様な主体の参画

公園や公園周辺で活動する多様な主体（地域活動団体、ボランティア）の協力を得ることにより、魅力ある事業を創出するとともに、公園に対する愛着を高める。

収益性の向上

民間事業者のノウハウの発揮が「収益の改善」という形で還元されることにより、さらなる魅力向上方策が実践されるとともに、新たな民間事業者の参画を促す。

施設・プログラムの充実

都市公園の特性、利用者のニーズに適切に対応した施設やプログラムを充実させることによる、さらなる魅力向上を目指す。

出典：国土交通省「官民連携による都市公園魅力向上ガイドライン」

知多市における指定管理を実施している都市公園

| 施設の名称 | 指定の期間 |
|---------------|---------------------------|
| 佐布里緑と花のふれあい公園 | 令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| 知多墓園 | 令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで |



第5 緑化重点地区における取組

1 緑化重点地区とは

緑化重点地区は、緑化の総合的な展開を図るため、緑地の整備、緑化等を重点的に推進する地区として、緑の基本計画に定める地区です。

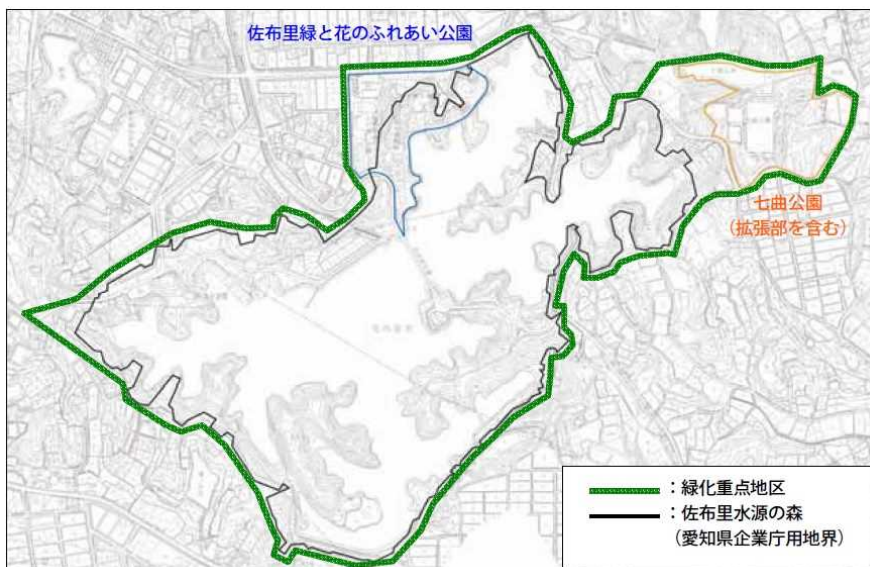
- 都市緑地法では、緑の基本計画で定める事項の中に、重点整備地区として、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項」を定めるものとしています。

2 前回計画における緑化重点地区の概要

緑の拠点として、多様性の高い自然環境を保全するとともに、自然の豊かさや四季の彩りが感じられる環境の中で、市民が自然とふれあえるよう活用を推進する地区として、次の内容を定めました。

- 佐布里水源の森及び近接する七曲公園周辺（約130ha）を重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区として位置付ける。
- 佐布里水源の森では、安全で快適に周回できる散策路の充実、竹藪化した竹林の環境の改善、自然環境学習の充実などについて、県と市、市民などが連携し、その取組を推進する。
- 七曲公園は拡張整備を推進するとともに、周辺樹林地は市民緑地としての活用について検討する。

■前回計画における緑化重点地区区域図



3 緑化重点地区の設定

緑化重点地区の設定については、次に示すような地区を対象として設定することが考えられます。

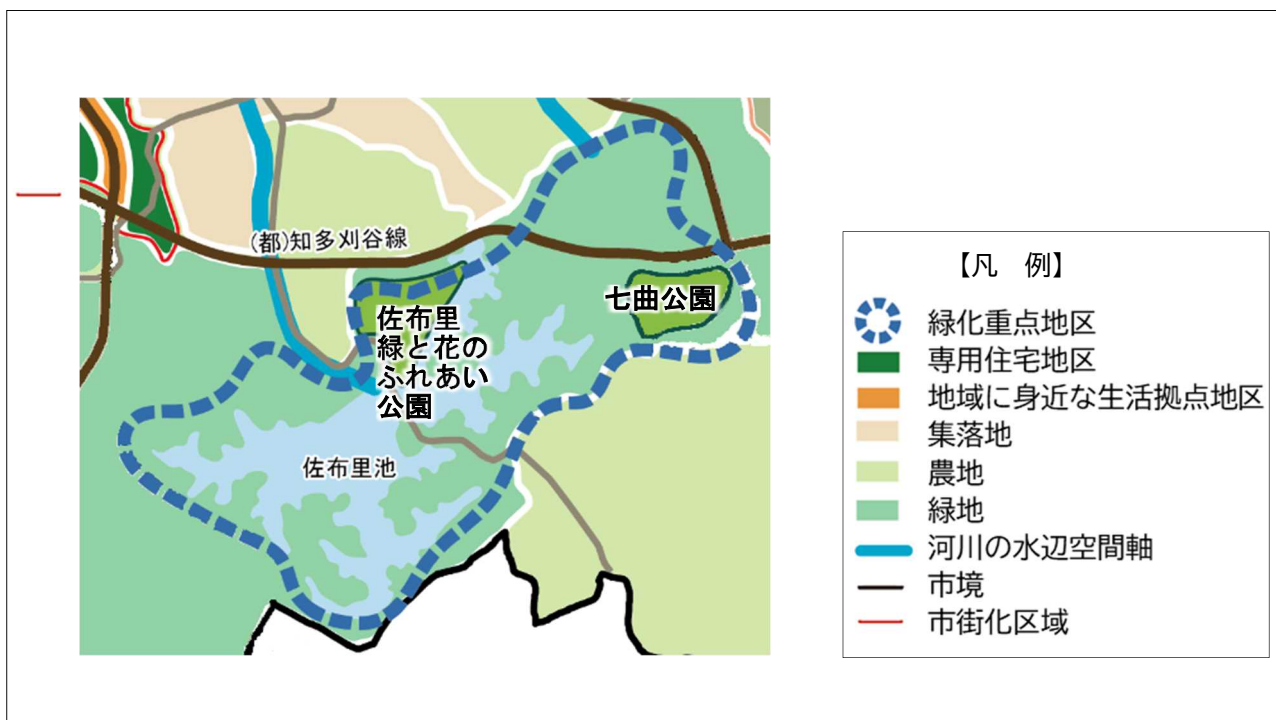
■緑化重点地区の対象について

- ・ 駅前等都市のシンボルとなる地区
- ・ 緑が少ない住宅地、風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区
- ・ 防災上緑地の確保及び市街地における緑化の必要性の高い地区
- ・ 緑化の推進に対して住民意識が高い地区
- ・ エコロジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区

出典：国土交通省監修、(社)日本公園緑地協会編
「緑の基本計画ハンドブック」(令和3年改訂版)

前回計画の位置付けや上位計画と整合を図るとともに、緑の将来像、基本方針等を踏まえ、本市の特徴的な自然環境・景観資源を有し、都市づくりを推進する上で重要な地区である佐布里水源の森周辺を、緑化重点地区として選定します。

■緑化重点地区区域図



4 緑化重点地区の概況

- 本市の自然環境の象徴となっているとともに、野生生物の生息地となっている佐布里池とその周辺に位置します。
- 佐布里池は、100年計画で森を育てています。春は梅、初夏は藤、冬はバードウォッチングと、四季折々の自然が満喫できます。
- 佐布里緑と花のふれあい公園、水的生活館などのレクリエーション施設が立地しており、観光資源としての機能を有しています。

■佐布里池



■佐布里緑と花のふれあい公園



○ 地区内では緑に関するイベントが開催されるなど、自然環境と調和した憩いの場所として、市民に親しまれています。

■春のフェスティバル



■ウォーキングデー



※中継点におけるレク・スポーツ体験コーナー

■緑化木配布



■カヌー体験



■自然環境講座



■みどりの少年団

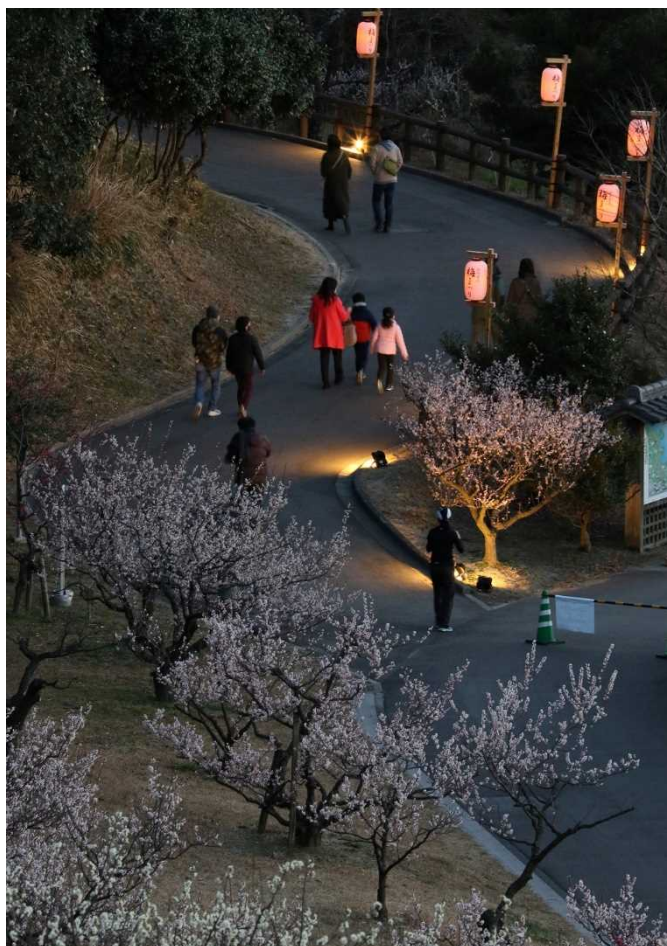


※緑の教室(クラフト工作)



○ 2月中旬～3月中旬には、多くの人を訪れる梅まつりが開催されるなど、魅力的な観光資源を有しています。

■梅まつりの様子



○ 知多市都市計画マスタープランで、東部地区の拠点としてレクリエーション機能の充実化を図るため、七曲公園の拡張整備を進めていくこととしています。

■身近な緑・オープンスペースの活用

○七曲公園において、都市計画決定に基づく拡張整備を進めるとともに、利用者のニーズの変化に的確に対応したりノバージョンを行う等、公園の利活用の促進を図ります。

七曲公園



出典：知多市都市計画マスタープラン



5 緑化重点地区の課題の整理

- 佐布里池の環境や景観を保全するとともに、広域交流拠点にふさわしいレクリエーション機能の充実が求められています。
- 広域交流拠点の質を高めるため、地域やNPOが行うイベント等と連携することにより、多様な世代が年間を通して楽しめる場を形成する必要があります。
- 観梅シーズンを除くと、年間を通したにぎわいづくりが進んでいない状況にあり、観光資源のポテンシャルを活かした拠点づくりを検討する必要があります。
- 七曲公園の拡張整備の計画においては、公園の質を向上させ、公園利用者の利便性を向上させるとともに、民間活力の導入を視野に入れて事業を検討する必要があります。

6 緑化重点地区における緑化の推進に関する事項

- 緑化重点地区の概況、課題を踏まえ、次の取組を重点的に推進します。

緑化重点地区における取組内容

取組1

- 来訪者が心地よい自然にふれあう場として、また、佐布里池周辺が持つ水辺景観に親しめる場として、緑の保全・創出に努めます。

取組2

- 魅力あふれる拠点づくりに向け、緑と花のふれあい公園や七曲公園の施設を最大限に活かしたイベント等を開催し、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が集い、ふれあうことができる空間を演出します。

取組3

- 既存資源の更なる魅力化を図るため、自然に包まれた佐布里池の水面を活用して、交流人口を拡大し、市民がより楽しく利用できる憩いの場を創出します。

取組4

- 七曲公園拡張整備の具体的な事業化にあたっては、民間事業者の知識、技術、ノウハウ等を有効に活用し、効率的かつ効果的に公園づくりを行います。



第6 計画の推進

1 推進体制

行政だけでなく、市民、地域、事業者の協力により、豊かな自然に恵まれ、身近な緑を楽しみながら、落ち着いた暮らしができるまちづくりを進めるためには、市民、地域、事業者、行政など様々な主体が連携して、緑化に努める必要があります。

○ 様々な主体が緑化の担い手となり、柔軟かつ機動的に対応しながら取組を進めます。

■取組の推進イメージ

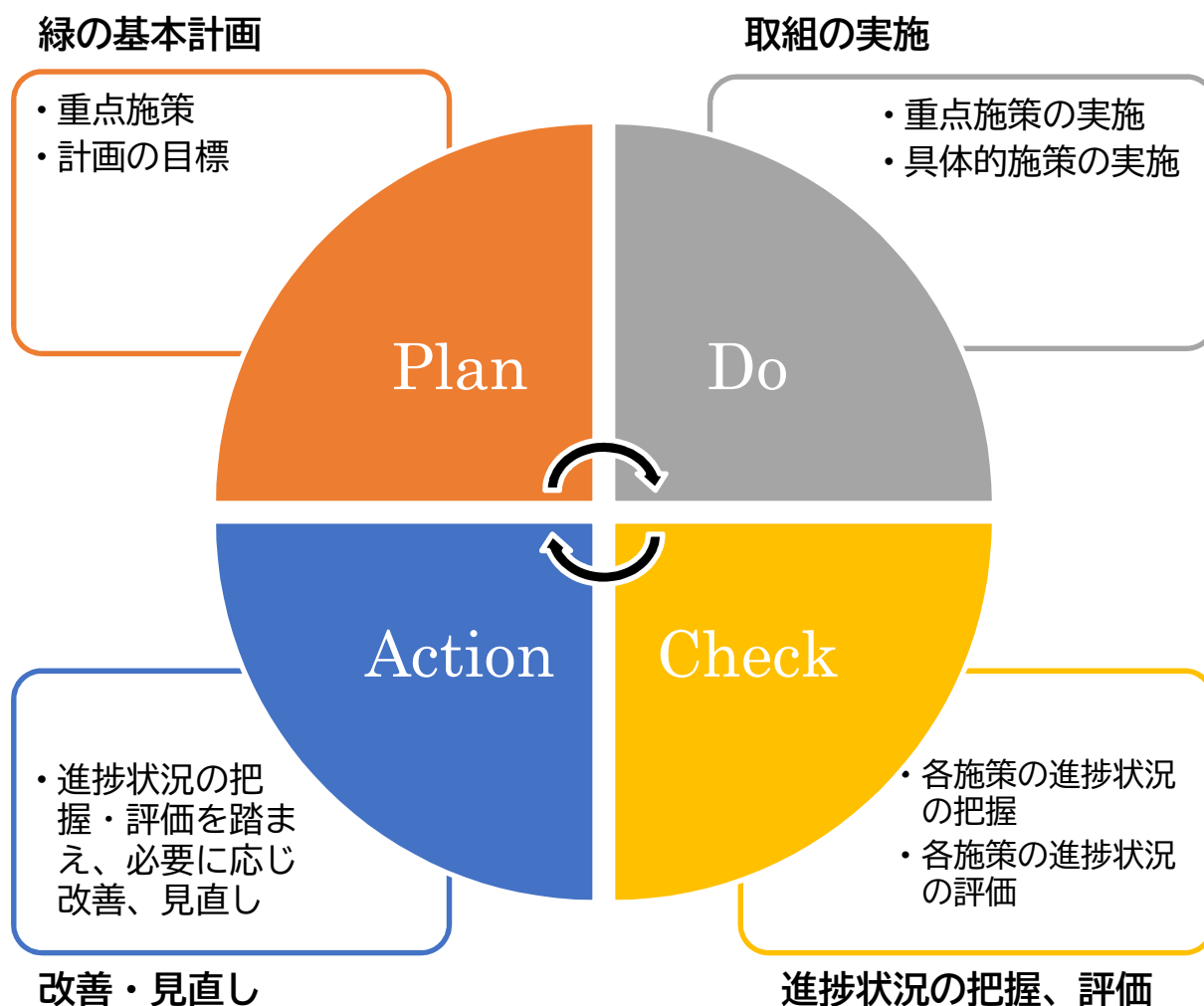


2 計画の進行管理

緑の基本計画に基づく取組を確実に進めていくため、重点施策の進行管理のほか、各目標の達成状況を確認し、進行管理を行います。

- PDCA サイクルを用いて着実に取組を実施していくこととし、Plan（緑の基本計画）、Do（取組の実施）、Check（進捗状況の把握、評価）、Action（改善・見直し）を行います。
- 進捗状況の把握、評価については、中間年である概ね5年後に重点施策の進行管理や各目標の進行状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。

■PDCA サイクルのイメージ



第7 参考資料

1 計画策定の経緯

(1) 検討経緯

- 本計画の内容については、知多市緑化推進会において検討が行われました。
- 知多市緑の基本計画（案）に対するパブリックコメントを実施しました。

| 日時 | 名称等 | 検討内容等 |
|--------------|----------------------|-------------------|
| 令和3年9月3日（金） | 令和3年度第1回 知多市緑化推進会 | 知多市緑の基本計画の策定について |
| 令和4年2月28日（月） | 令和3年度第2回 知多市緑化推進会 | 知多市緑の基本計画（素案）について |
| 令和4年5月26日（木） | 令和4年度第1回 知多市緑化推進会 | 知多市緑の基本計画（案）について |
| 令和4年9月～10月 | パブリックコメント | |



(2) 知多市緑化推進会 委員名簿

| 氏名 | 所属等 |
|---------------------------|------------------------------|
| 加藤 善久 | 知多市子ども会連絡協議会 会長 |
| 茅野 佐代子 | 学校生活適応指導教室 指導員 |
| 近藤 壽男 (R3) 佐久間 学 (R4) | 愛知県知多農林水産事務所 林務課長 |
| 酒井 清 | 知多市観光協会 会長 |
| 田口 朋子 | 知多市教育研究会 学校緑化部長 (知多市立旭南小学校長) |
| 竹内 栄道 | 知多市商工会 監事 |
| 竹内 佳代子 (R3) 竹内 悦子 (R4) | あいち知多農業協同組合 |
| 武田 記子 (R3) 池 園江 (R4) | 佐布里コミュニティ花いっぱい会 代表 |
| 降幡 光宏 | 知多自然観察会 顧問 |
| 八百井 英雄 (R3) 勝崎 当仁 (R4) | 知多市コミュニティ連絡協議会 代表 |
| 桑山 洋子 (R3) 横松 喜久代 (R4) | 緑化ボランティア花景観 会長 |
| 若山 敬二 (R3) 長岡 俊英 (R4) | 知多三四会 会長 |
| 鈴木 宏式 | 知多市都市整備部長 |



2 推進委員会からのメッセージ

緑や花など、自然を感じられる環境の維持保全は、まちの付加価値を上げる意味からも非常に重要だと考える。緑の基本計画の策定がきっかけとなり、まちに対する市民の意識が向上していくことを望んでいる。

耕作されていない田が草生え放題なのが気になる。何とか景観を良くしたい。

子育て世代には、家の近くに少し遊べる公園と、一日中楽しめる公園が市内にあると嬉しい。

一年中花が咲いている花公園があるといい。特色ある公園も欲しい。
特色ある公園の例として、健康器具がある / とんぼがよく来る /
湿地の植物、生物 / アサギマダラに出会える / 野鳥が飛んでくる /
駅(朝倉駅)の続きに散歩してホッとできる 等

様々な地域活動に参加する市民を増やすための工夫が必要と実感している。

子ども、孫に里山で過ごす楽しさ(例：ザリガニ釣り、タキングョ)を伝えたい。

緑の将来像の実現に向け、市民の皆さんとともに進んでいけることを願っている。そこに、子どもたちに示す、大人の姿もあると確信している。



3 知多市緑化条例について

昭和47年10月1日

条例第24号

改正 平成25年3月26日条例第15号

改正 平成27年7月1日条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、知多市の自然環境を保全するとともに市内の緑化を推進し、健全な環境の維持及び向上を図り、明るく住みよい緑園都市の建設に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は豊かな緑の生活環境の形成と人間尊重のまちづくりを認識し、自然環境の保護と市内の緑化推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は日常生活をみどり豊かなうるおいのあるものにするため、樹木等を大切に育て、この条例の趣旨に沿って環境の緑化に協力しなければならない。

(緑の基本計画)

第4条 市長は第1条の目的を達成するため、緑の基本計画を作成しなければならない。

2 前項の緑の基本計画には次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 緑化に関する調査
- (2) 緑化推進に関する事項
- (3) 緑地保全に関する事項

(保存樹等の指定)

第5条 市長は市内の美観風致を維持するため必要があると認めるときは、所有者と協議の上、樹木又は樹林の集団を保存樹又は保存樹林として指定することができる。

2 市長は前項の指定をするときは、あらかじめ知多市緑化推進会（以下「推進会」という。）の意見を聴かななければならない。

(団地、工場等における緑化)

第6条 施行者は別に定められた基準以上の団地造成等に当たっては、市長と事前に協議の上、緑化に努めなければならない。

2 市内に工場を設置しようとする者又は工場を有する者に対し市長が必要と認める場合は、工場緑地等を設置するよう勧告することができる。

(山林等の保全)

第7条 山林等の所有者は、その保全に努め市の緑化に協力しなければならない。ただし、山林等で良好な自然環境を形成している土地の所有者が当該土地の形質を変更しようとするときは、市長に事前協議をするように努めなければならない。

(保存樹等の保存義務)

第8条 保存樹等の所有者は樹木等の枯死及び損傷を防止し併せてその育成に努めなければならない。

2 市民は保存樹等が大切に保全されるよう協力しなければならない。



(指定の解除及び所有者の変更等の届出)

第9条 所有者は保存樹等が滅失又は枯死したときは速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 所有者は当該樹木を伐採し、又は他に譲渡しようとするときはあらかじめ市長に届け出なければならない。

3 市長は前2項の届出があつた場合において必要があると認めるときは当該樹木の伐採若しくは移植又はこれに代る樹木の補植に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

4 市長は公益上の理由その他特別な理由があるときは推進会の意見を聴いて保存樹又は保存樹林の指定を解除することができる。

(助成)

第10条 市長は保存樹等の保存育成及び植樹に関し、予算の範囲内で当該費用の一部を補助することができる。

(推進会の組織)

第11条 緑化推進を審議するため、推進会を置く。

2 推進会は委員15名以内で組織する。

3 委員は、識見を有する者、企業の代表、関係団体の代表及び市の職員のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任することができる。

(市の木及び市の花)

第12条 市の木及び市の花は次のとおりとする。

(1) 市の木 やまもも

(2) 市の花 つつじ及び梅

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年条例第15号)

この条例は、平成25年6月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第25号)

この条例は、平成27年9月1日から施行する。



4 緑地の分類について

○ 「第2 緑の現状 2 緑の量(P.11)」で整理した緑地の詳細は、次のとおりです。

| | | | | |
|----|----------|--|--|--|
| 緑地 | 施設緑地 | 都市公園 | 都市公園法で規定するもの | |
| | | 公共施設緑地 | 都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設 | 都市公園を除く公共空地、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、公共団体が設置している市民農園、河川緑地、港湾緑地、児童遊園、公共団体が設置している運動場やグラウンド |
| | | | 公共公益施設における植栽地等 | 学校の植栽地、下水処理等の付属緑地、道路環境施設帯及び植栽帯、その他の公共公益施設における植栽地等 |
| | | 都市公園以外 | 準公共的施設緑地 | 市民緑地 |
| | 民間施設緑地 | | 条例等に基づく緑地（市民緑地を除く）、公開空地、一時開放広場、公開している教育施設（私立）、市と協定等を結び開放している企業グラウンド、社寺境内地、民間の屋上緑化空間、民間の動植物園等 | |
| | 地域制緑地 | 法によるもの | 緑地保全地域（都市緑地法） 特別緑地保全地区（都市緑地法） 風致地区（都市計画法） 生産緑地地区（生産緑地法） 自然公園（自然公園法） 農業振興地域・農用地区域（農業振興地域整備法） 河川区域（河川法） 保安林区域（森林法） 地域森林計画対象民有林（森林法） 保存樹・保存樹林（樹木保存法） | |
| | 協定によるもの | 緑地協定（都市緑地法） | | |
| | 条例等によるもの | 条例・要綱・契約・協定等による緑地の保全地区や緑化の協定区域 樹林地の保存契約、協定による工場植栽地等 | | |

出典：国土交通省監修、（社）日本公園緑地協会編
「緑の基本計画ハンドブック」（令和3年改訂版）





梅香る わたしたちの緑園都市

知多市緑の基本計画

令和4年〇月策定

知多市都市整備部緑と花の推進課

〒478-8601 知多市緑町1番地

電話 0562-36-2673 (直通) FAX 0562-32-1010

URL <https://www.city.chita.lg.jp>

E-mail midori@city.chita.lg.jp